

# ホームレスの自立支援等に関する 東京都実施計画（第5次）

（素案）

令和6年2月



東京都

## 計画の策定に当たって

東京都が平成 31 年 3 月、「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 4 次）」（以下「第 4 次実施計画」という。）を策定してから 5 年が経過します。

この間、都区共同事業による自立支援システム<sup>※</sup>の実施効果もあり、都内の路上等におけるホームレス数（国管理河川を含む。）は、第 4 次実施計画の初年度である平成 31 年度 1 月の 889 人から、令和 5 年 1 月には 661 人にまで減少しました。

一方、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいるほか、住居喪失期間は短いものの簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど、不安定な居住環境の中で路上と屋根のある場所とを行き来する層が存在しており、こうした実態を捉えながら、引き続き積極的にホームレス対策に取り組む必要があります。

もとより、ホームレス問題は、個々の自治体の取組だけではその抜本的な解決は困難であり、第一義的には国がその責務を果たすべき課題です。そのため、都は、これまで国に対して就労・住宅・福祉などの総合的な対策の確立や自治体の取組に対する財政支援の拡充を求めてきました。

同時に、独自の取組として、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスに対する支援策や、健康状態の悪いホームレスに対する看護師を伴った巡回相談の実施等、社会経済状況の変化に的確に対応する施策を展開しています。

また、国は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）を成立させるとともに、引き続きホームレスの自立の支援等に関する施策を計画的かつ着実に推進する必要から、平成 29 年 6 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号）の実施期間を 10 年間延長しました。

今回、都が策定する実施計画では、引き続き自立支援センターを核とする自立支援システムの運営や、生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進等により、ホームレスの一日も早い自立を目指すことを基本目標としています。

なお、実施に当たっては、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直しや社会経済状況の変化等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。

この計画が、ホームレスの自立に向けて真に有効に機能し、効果が発揮できるよう、都民や関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※ 「自立支援システム」とは、ホームレスの社会復帰に向け、心身の健康回復と本人の能力等の総合的な評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策です。

< 目 次 >

I	ホームレスの現状	1
1	全国におけるホームレスの現状	1
2	東京都におけるホームレスの現状	3
	(1) ホームレスの概数	3
	(2) ホームレスの生活実態	5
II	ホームレス対策の現状	12
1	国における取組状況	12
2	東京都における取組状況	15
	(1) 都区共同の取組状況	15
	(2) 区の取組状況	15
	(3) 市町村の取組状況	15
	(4) その他の取組状況	16
III	ホームレス問題の解決に向けて	17
1	計画の位置付け	17
	(1) 計画改定の基本の方針	17
	(2) 計画期間	17
	(3) 基本目標	17
2	具体的な対策の推進	18
	(1) 自立支援システムの運営	18
	(2) 就業機会の確保	24
	(3) 安定した居住場所の確保	26
	(4) 保健及び医療の確保	28
	(5) 生活に関する相談・指導	30
	(6) 緊急援助及び生活保護	34
	(7) ホームレスの人権擁護	41
	(8) 地域における生活環境の改善	43
	(9) その他の取組	44
IV	計画の推進及び見直し	46
1	計画の推進	46
	(1) 計画の推進体制	46
	(2) 関係者の役割分担	46
2	計画の見直し	46
V	参考資料	47

## I ホームレスの現状

### 1 全国におけるホームレスの現状

国は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の制定を受けて、基本方針の策定のために「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）（以下「生活実態調査」という。）」を、平成 15 年 2 月、平成 19 年 1 月、平成 24 年 1 月、平成 28 年 10 月及び令和 3 年 11 月に実施しています。

また、「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」は、平成 19 年 1 月以降毎年同時期に実施しています。

令和 5 年 1 月調査で見ると、ホームレス数は全国で 3,065 人（対平成 31 年調査比、1,490 人の減）となっており、都道府県別では、大阪府が 888 人（同、176 人の減）で最大、次いで東京都が 661 人\*（同、465 人の減）、以下、神奈川県 454 人（同、445 人の減）、福岡県 213 人（同、37 人の減）、愛知県 136 人（同、44 人の減）となり、37 都道府県でホームレスが確認されています。

（※ 国土交通省管理の河川（以下「国管理河川」という。）分として区部 220 人及び市町村部 41 人の計 261 人を含む。）

都道府県別のホームレス概数一覧（令和 5 年 1 月）

単位：人

北海道	35 (47)	石川県	2 (4)	岡山県	8 (13)
青森県	1 (0)	福井県	0 (1)	広島県	23 (31)
岩手県	1 (2)	山梨県	1 (2)	山口県	0 (1)
宮城県	88 (89)	長野県	0 (2)	徳島県	2 (4)
秋田県	0 (0)	岐阜県	3 (12)	香川県	5 (3)
山形県	0 (0)	静岡県	47 (67)	愛媛県	4 (6)
福島県	9 (17)	愛知県	136 (180)	高知県	2 (1)
茨城県	13 (16)	三重県	2 (13)	福岡県	213 (250)
栃木県	16 (20)	滋賀県	0 (0)	佐賀県	7 (10)
群馬県	10 (20)	京都府	58 (45)	長崎県	1 (2)
埼玉県	109 (191)	大阪府	888 (1,064)	熊本県	6 (13)
千葉県	126 (179)	兵庫県	52 (109)	大分県	1 (5)
東京都	661 (1,126)	奈良県	0 (0)	宮崎県	3 (2)
神奈川県	454 (899)	和歌山県	9 (20)	鹿児島県	14 (12)
新潟県	0 (11)	鳥取県	0 (3)	沖縄県	51 (58)
富山県	4 (5)	島根県	0 (0)		
合 計					3,065 (4,555)

※（ ）内は平成 31 年 1 月調査の数値

区市町村別では、大阪市 841 人（同、161 人の減）、東京 23 区 604 人※（同、429 人の減）、横浜市 247 人（同、211 人の減）、福岡市 144 人（同、24 人の減）、川崎市 132 人（同、153 人の減）、仙台市 84 人（同、1 人の減）、名古屋市 78 人（同、42 人の減）、北九州市 57 人（同、7 人の減）、京都市 55 人（同、15 人の増）と、都市部に集中しています。

（※ 東京 23 区内の国管理河川分 220 人を含む。）

東京 23 区及び指定都市のホームレスの概数一覧（令和 5 年 1 月） 単位：人

東京 23 区	604 (1,033)	相模原市	8 (14)	堺 市	9 (15)
札幌市	30 (43)	新潟市	0 (11)	神戸市	21 (49)
仙台市	84 (85)	静岡市	6 (14)	岡山市	4 (8)
さいたま市	30 (35)	浜松市	17 (17)	広島市	14 (24)
千葉市	30 (35)	名古屋市	78 (120)	北九州市	57 (64)
横浜市	247 (458)	京都市	55 (40)	福岡市	144 (168)
川崎市	132 (285)	大阪市	841 (1,002)	熊本市	5 (10)
合 計					2,416 (3,530)

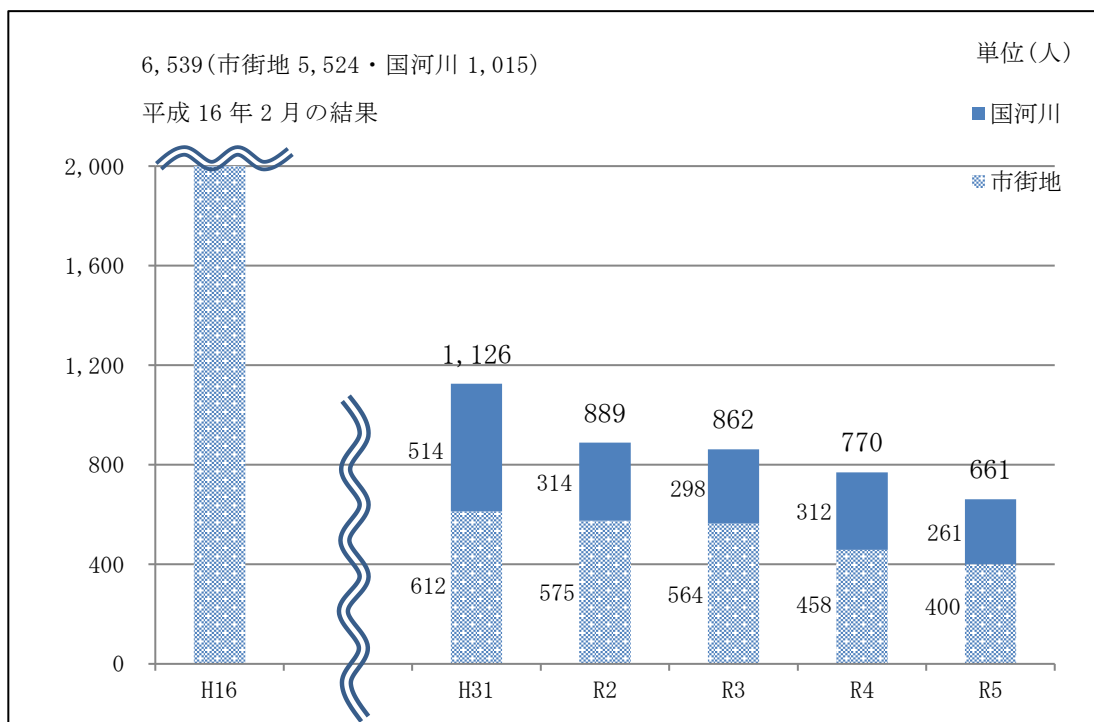
※（ ）内は平成 31 年 1 月調査の数値

## 2 東京都におけるホームレスの現状

### (1) ホームレスの概数

東京都においては、平成6年度(7年2月)から毎年、道路・公園・河川敷・駅舎等のホームレスの概数調査(8年度からは夏期8月と冬期1月ないし2月の年2回調査)を行っています。

国管理河川を含む現在の方式で調査を開始した平成14年度以降、冬期調査では、平成16年2月の6,539人をピークに減少傾向にあり、令和5年1月の調査では661人で、調査開始以来最も少なくなっています。



国管理河川を除く区市町村別では、区部において、新宿区の76人が最も多く、次いで渋谷区62人、墨田区37人、台東区29人となっています。市町村部では、府中市の6人が最も多く、次いで八王子市の3人となっています。

都内区市町村別ホームレス概数一覧（令和5年1月）

単位：人

千代田区	22 (23)	品川区	7 (12)	北区	3 (8)
中央区	16 (40)	目黒区	4 (3)	荒川区	0 (1)
港区	11 (24)	大田区	12 (22)	板橋区	6 (7)
新宿区	76 (117)	世田谷区	5 (9)	練馬区	0 (3)
文京区	7 (9)	渋谷区	62 (62)	足立区	13 (21)
台東区	29 (61)	中野区	2 (9)	葛飾区	2 (12)
墨田区	37 (55)	杉並区	6 (6)	江戸川区	10 (23)
江東区	27 (31)	豊島区	27 (36)		
23区合計					384 (594)
八王子市	3 (3)	小金井市	0 (0)	東大和市	0 (0)
立川市	1 (2)	小平市	0 (0)	清瀬市	0 (0)
武蔵野市	0 (0)	日野市	0 (2)	東久留米市	0 (0)
三鷹市	2 (1)	東村山市	0 (1)	武蔵村山市	0 (0)
青梅市	0 (0)	国分寺市	2 (0)	多摩市	0 (0)
府中市	6 (5)	国立市	0 (0)	稲城市	1 (1)
昭島市	0 (0)	西東京市	1 (1)	羽村市	0 (0)
調布市	0 (0)	福生市	0 (1)	あきる野市	0 (0)
町田市	0 (0)	狛江市	0 (0)	町村部	0 (1)
市町村合計					16 (18)
総合計					400 (612)

※（ ）内は平成31年1月調査の数値

※国土交通省管理の河川分として、区部220人、市町村部41人、計261人を除く。

施設別では、公園（都立霊園を含む。）が193人（48.3%）で最も多く、道路145人（36.3%）、河川36人（9.0%）、駅舎19人（4.8%）、その他7人（1.8%）となっています。

性別では、男性が375人、女性が25人となっています。

（いずれも、国管理河川分を除く。）

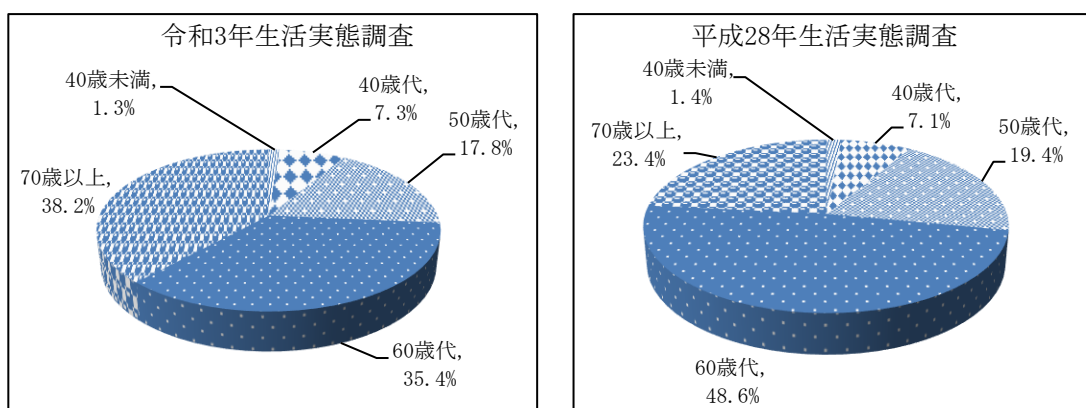
国管理河川のホームレス概数は、区部220人、市町村部41人となっています。

## (2) ホームレスの生活実態

令和3年11月、国は生活実態調査を実施しました。この調査に基づき、東京都は東京23区における320人のホームレスの生活実態を以下のとおり把握しました。なお、同様の調査を過去に平成15年2月、平成19年1月、平成24年1月及び平成28年10月に実施しており、以下のデータには、平成28年の東京23区における356人のホームレスに対する同様の調査結果を併記しています。

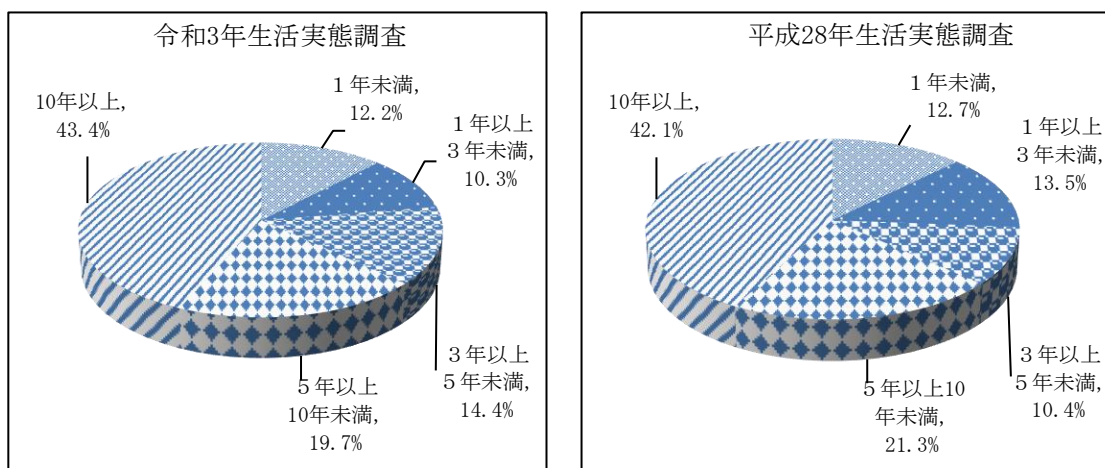
### ア 年齢

年齢分布では、70歳以上が最も多く、60歳代がこれに次いでおり、60歳以上が全体の73.6%を占め、高齢化が進んでいます。



### イ 路上生活の期間

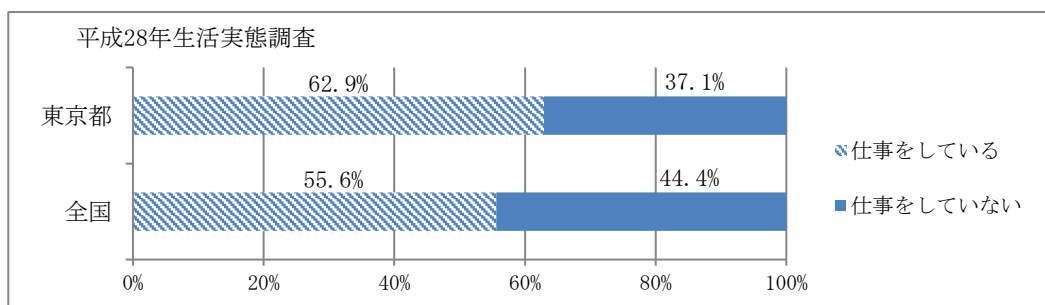
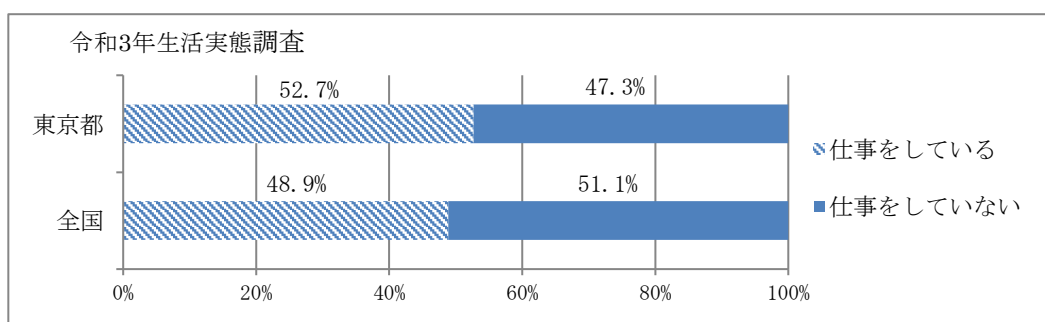
直近の路上生活期間についての分布は5年以上の割合が全体で63.1%となっており、10年以上は43.4%に及び、路上生活の長期化が進んでいます。





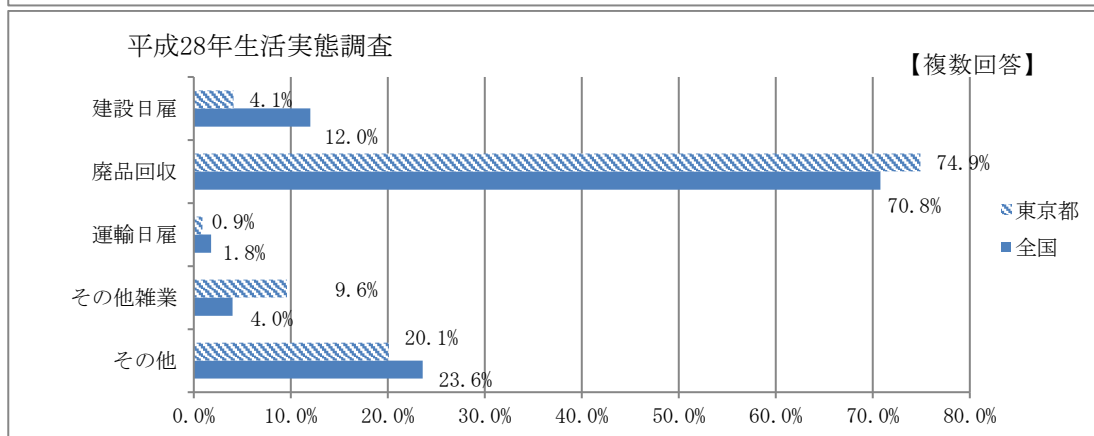
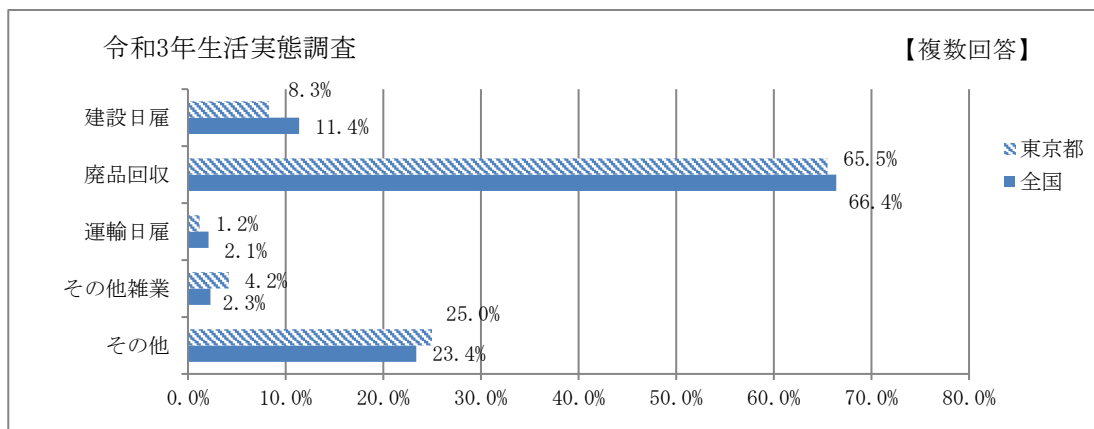
## ウ 収入のある仕事の有無

全体のうち 52.7%が何らかの仕事をしています。



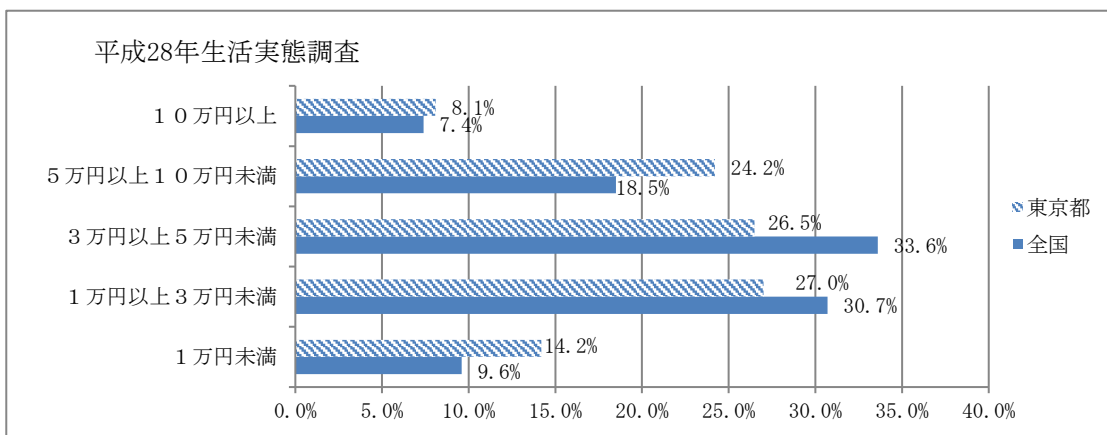
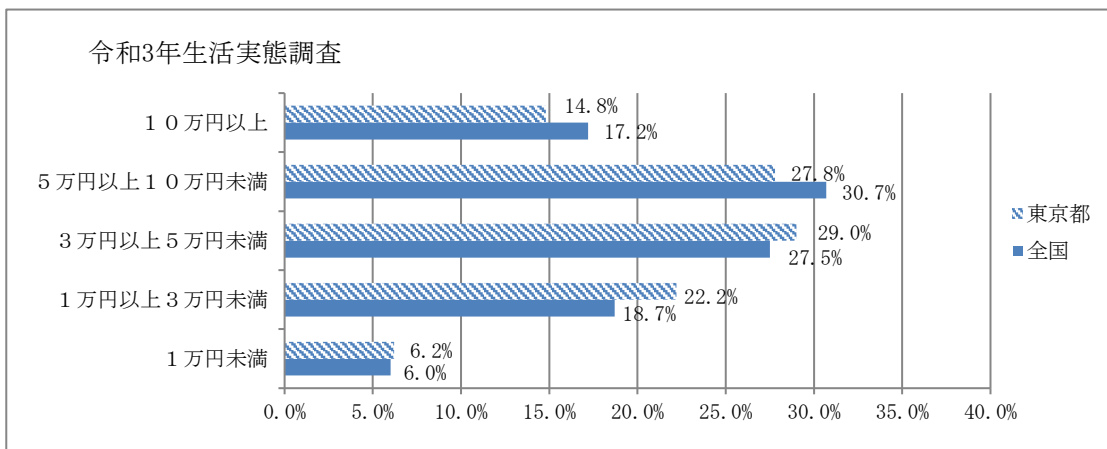
## エ 仕事の種類

収入のある仕事をしているホームレスの仕事の種類については、65.5%が廃品回収（アルミ缶・段ボール・粗大ごみ・本集め）となっています。



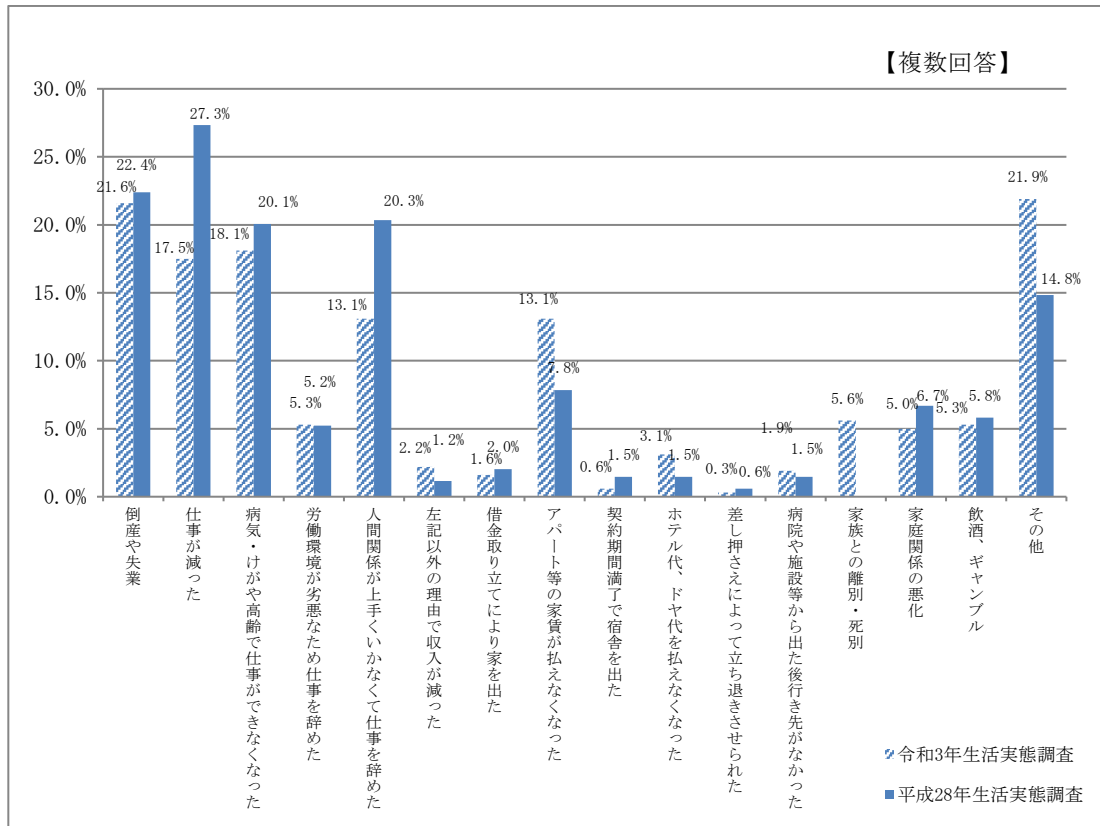
オ 収入状況

東京都では、3～5万円未満が最も多く、次いで5～10万円未満となっており、仕事をしている者の57.4%が月収5万円未満となっています。



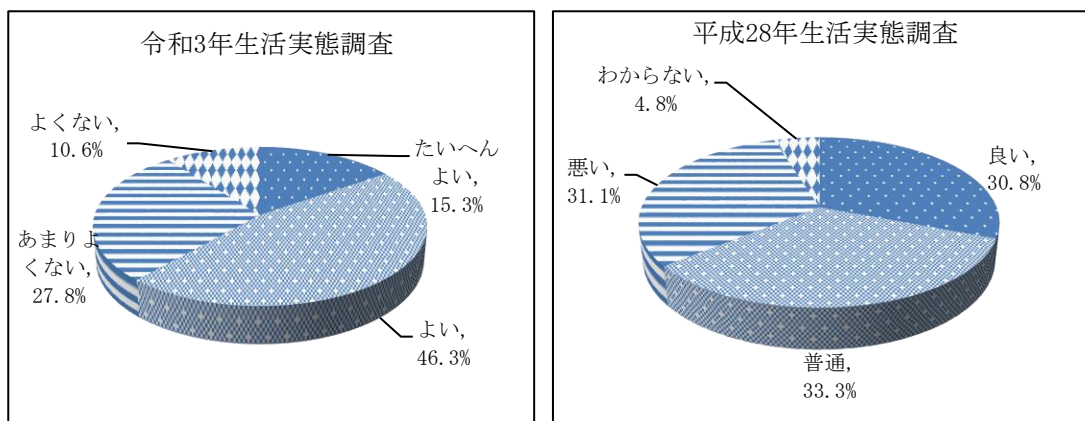
### カ 路上生活に至った理由

路上生活に至った理由は、倒産や失業、仕事が減った等、仕事に関するものが多くなっています。その他、家族との離別・死別、家庭環境の悪化、飲酒、ギャンブル等多様な問題が理由となっています。



### キ 健康状態

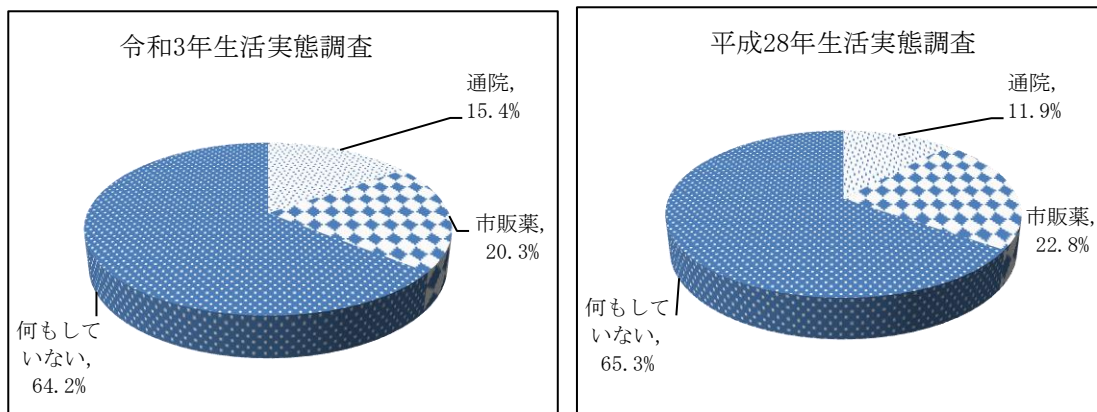
健康状態があまりよくない、よくないと回答したホームレスは38.4%となっています。



### ク 健康状態があまりよくない、よくないと回答したホームレス自身の対処方

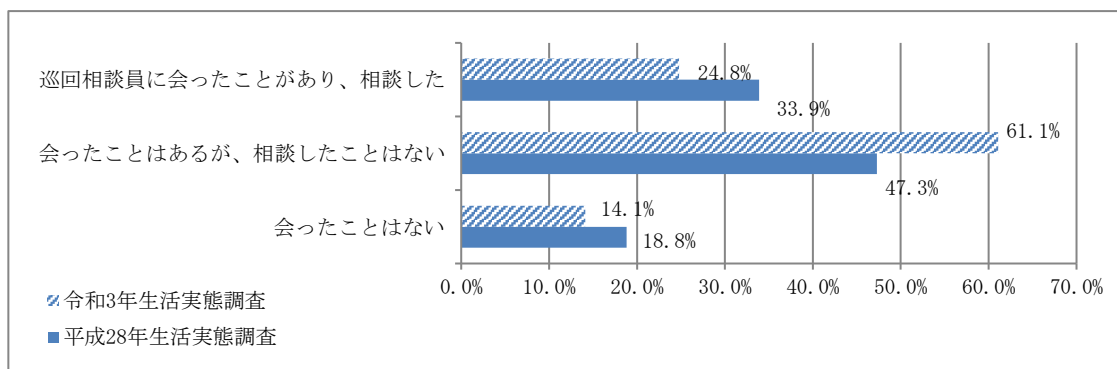
法

健康状態があまりよくない、よくないと回答したホームレスのうち、何もしていないと回答した者の割合は、64.2%を占めています。

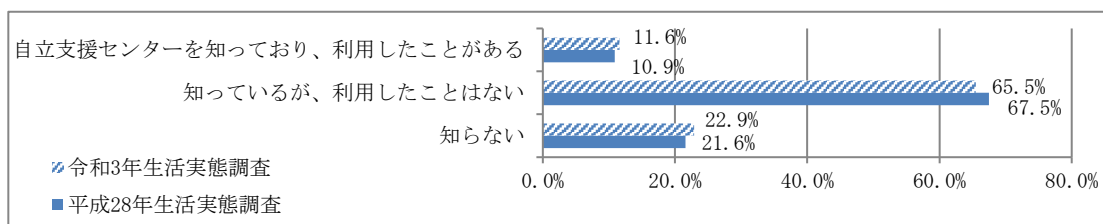


### ケ 福祉制度の周知・利用状況

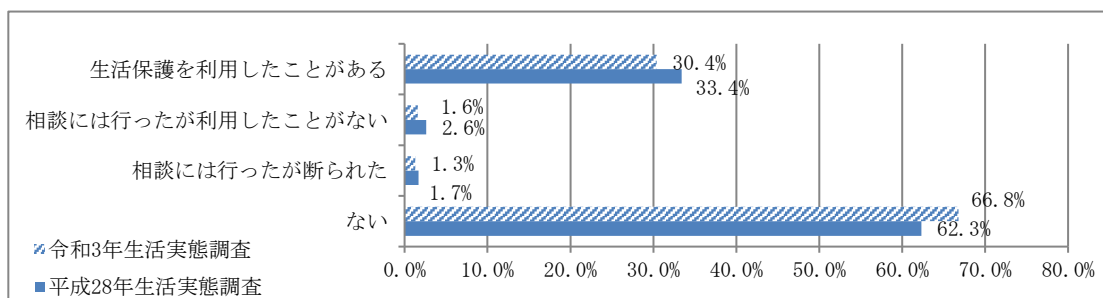
これまで、巡回相談員に会ったことがある者が全体の85.9%となっています。



自立支援センターを知っている者が77.1%で、知っており、利用したことがある者が11.6%となっています。

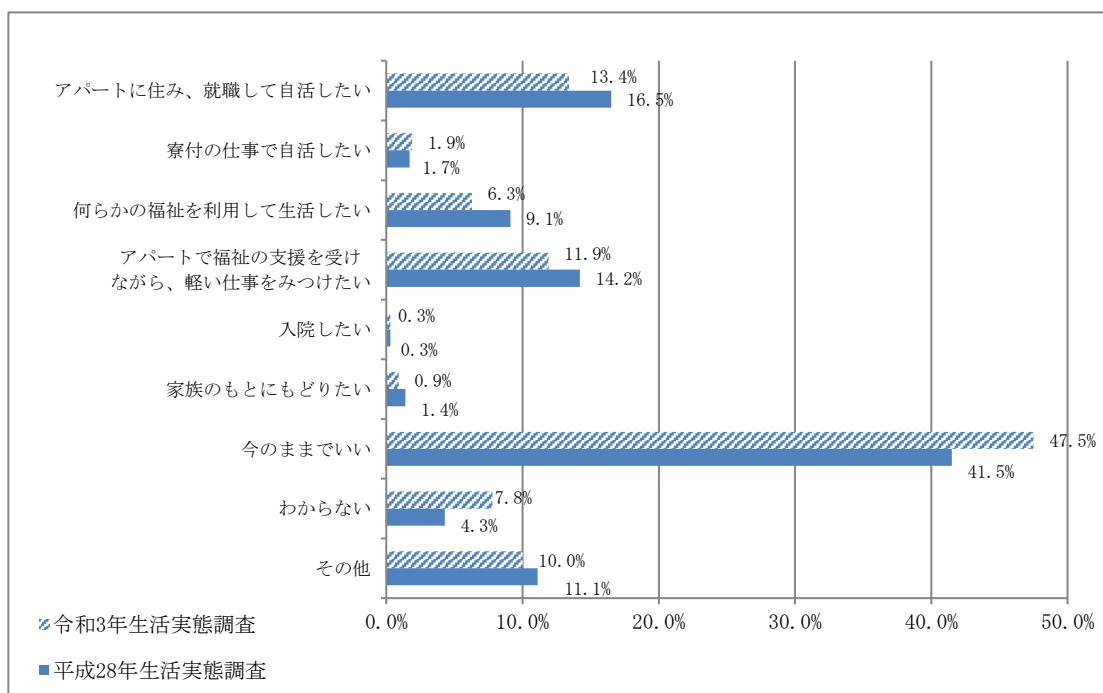


これまでに生活保護を受けたことがある者は全体の30.4%となっています。



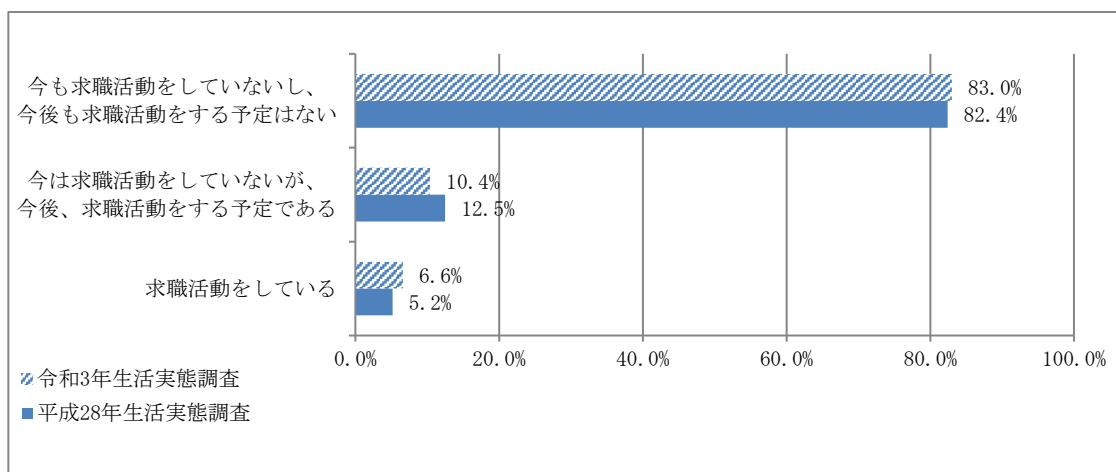
## コ 自立に向けた今後の展望

今後の生活については、今のままでいいという回答が47.5%で最も多く、次いで、アパートに住み、就職して自活したいという回答が13.4%となっています。



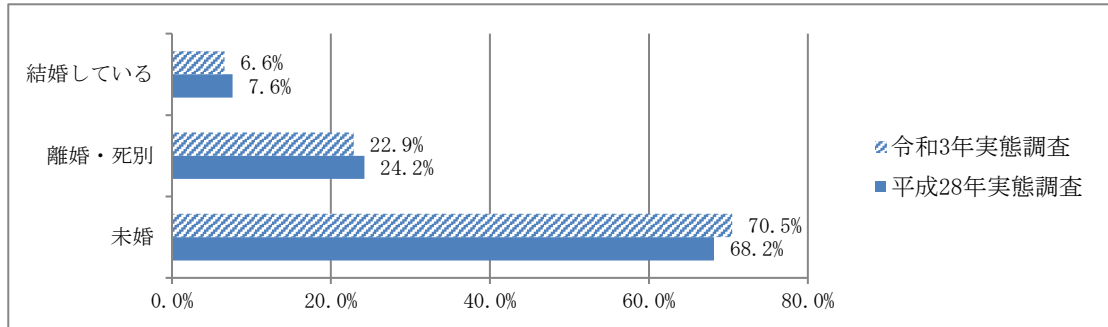
## サ 求職活動

求職活動については、今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はないという回答が83.0%と最も多くなっています。

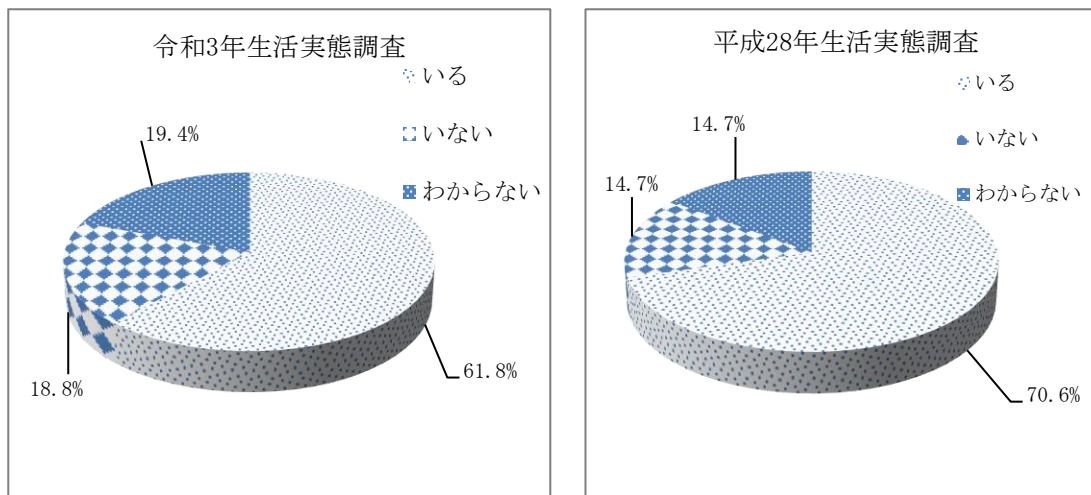


## シ 家族関係

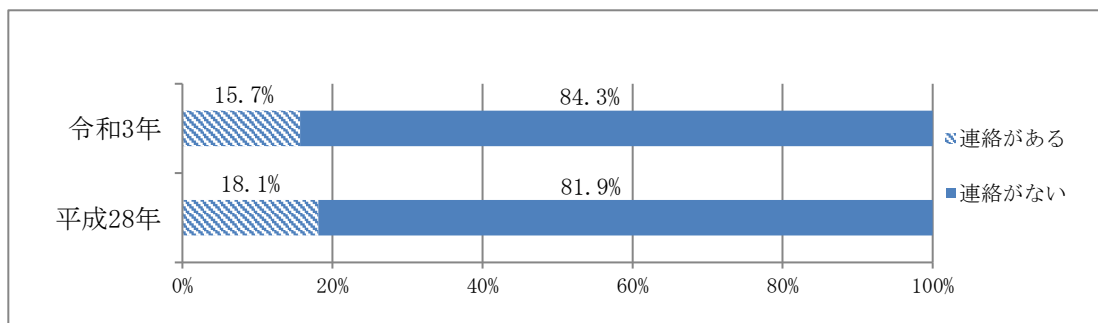
家族関係に関しては、結婚（内縁を含む。）をしている者が6.6%、離婚・死別した者が22.9%、未婚の者が70.5%となっています。



親や兄弟等の家族・親族がいる者は、令和3年の調査で61.8%となっています。



親や兄弟等の家族・親族がいると回答した者のうち、この1年間で連絡がない者が令和3年調査で84.3%となっています。



## Ⅱ ホームレス対策の現状

### 1 国における取組状況

大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題化する中で、国は、東京や大阪をはじめとする自治体等からの法制度やそれに基づいた各種施策の確立等の強い要望を受け、ホームレス対策の検討に乗り出しました。

平成 14 年 8 月、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 10 年間の時限法として施行されました。この法律は、施策の目標、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び実施計画の策定等について定めています。平成 29 年 6 月には法の期限が令和 9 年(2027 年)まで延長されました。

国は、この法律に基づき、平成 15 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。この基本方針は、運用期間が 5 か年であり、令和 5 年 7 月に 4 度目の改定が行われました。

#### 【基本方針改定のポイント(令和 5 年 7 月)】

##### 1 最近のホームレスに関する傾向・動向

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上(野宿)生活を行うようになった割合及び要因を追記したこと。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上(野宿)生活を行うようになった割合は調査対象(令和 3 年生活実態調査において路上(野宿)生活期間が 3 年未満の者に限る。)の 6.3%であった。このうち、43.2%は仕事が減ったことが、21.6%は倒産や失業が原因となっていた。

##### 2 ホームレス自立支援施策の推進に係る基本的な考え方

(1) ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要であること。

(2) 各地域のホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業等にも積極的に取り組むとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 51 条に規定する居住支援協議会を活用した関係者間の連携を図ることによって、これまで以上に効果を発揮することが求められること。

##### 3 各課題に対する取組方針

(1) 安定した居住の場所の確保

- ① 公営住宅の入居にあたっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮すること。
- ② ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進すること。
- ③ 地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図ること。

(2) ホームレス自立支援事業その他のホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

- ① 医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図ること。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図ること。
- ② 性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。
- ③ 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行うこと。

(3) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上(野宿)生活になることのないよう、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施すること。

(4) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社



会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人等との連携が不可欠であること。

(5) そのほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応すること。

## 2 東京都における取組状況

### (1) 都区共同の取組状況

ホームレス問題については、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活を送れるよう支援することが基本であり、そのためには、ホームレス個々のニーズに応じた支援プログラムが用意される必要があります。

東京都は、平成12年度から、23区との共同により自立支援事業を開始し、それまでの応急援護中心の対策から長期的かつ総合的な対策へ転換しました。

平成13年8月には、全国に先駆けて、ホームレスを一時的に保護し、心身の健康回復と自立支援に向けた総合的な評価（アセスメント）を行う緊急一時保護事業、就労意欲があり、健康状態等就労に支障がない場合に自立を図るために就労支援を行う自立支援事業による一貫した処遇システム、いわゆる自立支援システムを構築しました。

現在では、自立支援システムによる支援を実施する路上生活者対策施設（以下「自立支援センター」という。）を拠点として緊急一時保護から就労自立まで一貫した支援を行うとともに、ホームレスが起居する場所を巡回して面接相談を実施する巡回相談事業、自立支援センターを就労自立退所した者等に対して相談支援等のアフターケアを行う地域生活継続支援事業も実施しており、これらの事業を「路上生活者対策事業」（通称：「自立支援センター事業」）としています。

また、平成29年度から、既存の自立支援システムでは対応が難しい、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスに対する新たな取組として、生活支援を行った上で適切な福祉施策につなぎ、地域移行を図る「支援付地域生活移行事業」を試験的に開始し、平成31年度から全区展開しました。

さらに、令和2年度には、これまで多床室だった自立支援センターの居室について、プライバシー確保や感染予防の観点から、今後整備するセンターについては個室を基本として整備することとしました。

加えて、令和5年度には、自立支援センター事業の今後の在り方の検討を行い、事業対象者の整理や、施設の規模の見直し等を行いました。

### (2) 区の取組状況

区部においては、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として都区共同の自立支援システムを運用しているほか、健康や法律等に関する専門相談、シャワー・洗濯機の利用提供等、独自の施策を展開している区もあります。

### (3) 市町村の取組状況

市町村部においては、繁華街や大規模公園のある市及び多摩川を除き、区部のように中心部から周辺部まで広範囲にわたってホームレスがいるという実態になっていないことから、無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）等を活用した生活保護の適用や応急援護の実施等によって対応しています。また、地域の実情に応じて生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に位置付けら

れる巡回相談事業や一時生活支援事業等に取り組む市もあります。

(4) その他の取組状況

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」への対策としては、平成 20 年 4 月に、インターネットカフェや漫画喫茶等に寝泊りする不安定就労者等への支援として、住居喪失不安定就労者サポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を開設し、生活相談、居住相談、就労相談等を行っています。

### Ⅲ ホームレス問題の解決に向けて

#### 1 計画の位置付け

##### (1) 計画改定の基本的方針

平成 31 年策定の実施計画は、5 年間の計画期間を満了しました。

この間、ホームレス対策事業による成果をあげながら、都内のホームレスを取り巻く情勢の変化に合わせ、施策の見直しを図ってきました。

国の基本方針では、実施計画を策定する場合には、「福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携」して、基本方針に掲げた「各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体が独自で実施する施策」を計画に記載するものとされています。今回の改定に当たり、具体的には、改定前の実施計画の項目を基に、所要の修正を加えていくものとします。

- 自立支援システム等の事業成果と、国が基本方針で示した事項等を踏まえ、今後のホームレス対策の方向性を示すものとします。
- 福祉・保健、就労、住宅、人権問題等、総合的な施策を盛り込んだ計画とし、自立支援システムの活用が難しい就労困難者、高齢者、女性、性的マイノリティ等、個々の対象者の状況に応じた支援を行っていくこととします。
- ホームレスではないが、住居喪失不安定就労者等「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」に対する施策を引き続き実施します。

##### (2) 計画期間

令和 5 年 7 月の国の基本方針がその運用期間を 5 年間としていることから、実施計画の計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）から 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。ただし、計画期間中に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が失効した場合には、法の失効する日までが計画期間となります。

なお、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、必要な改定を図ることとします。

##### (3) 基本目標

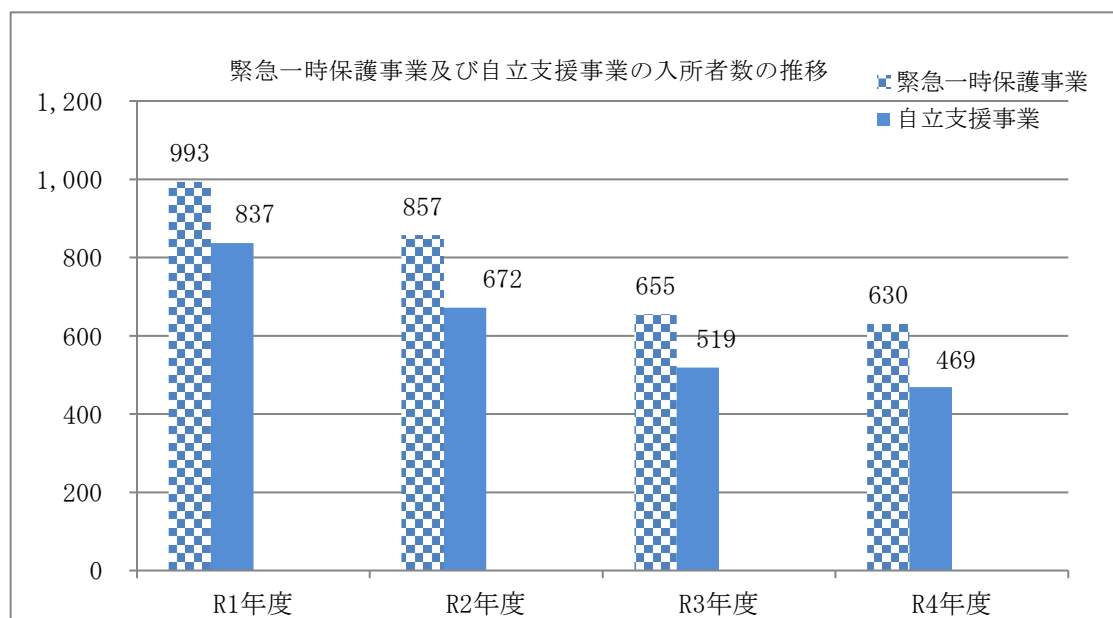
自立支援センターを核とした「自立支援システム」の運用等生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進により、ホームレスの一日も早い自立と、住居喪失不安定就労者や離職者等、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者がホームレスになることなく安定した生活を営めることを目指します。

## 2 具体的な対策の推進

### (1) 自立支援システムの運営

#### ア 現状と課題

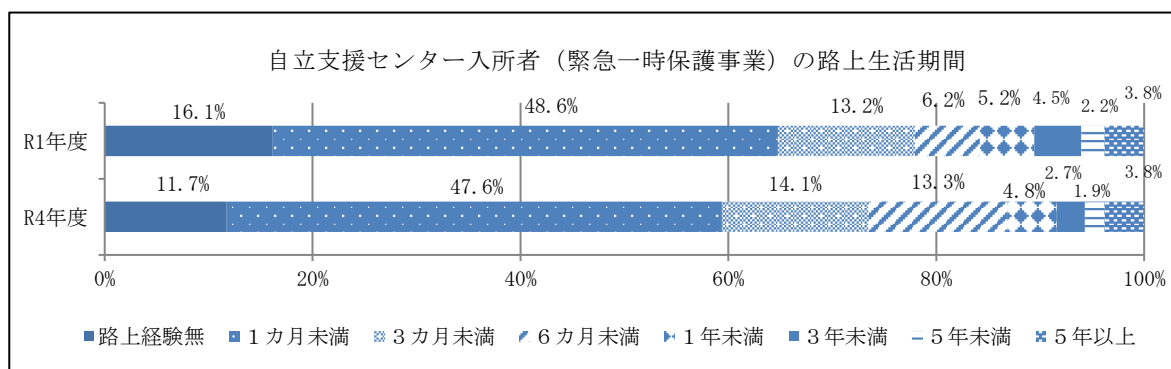
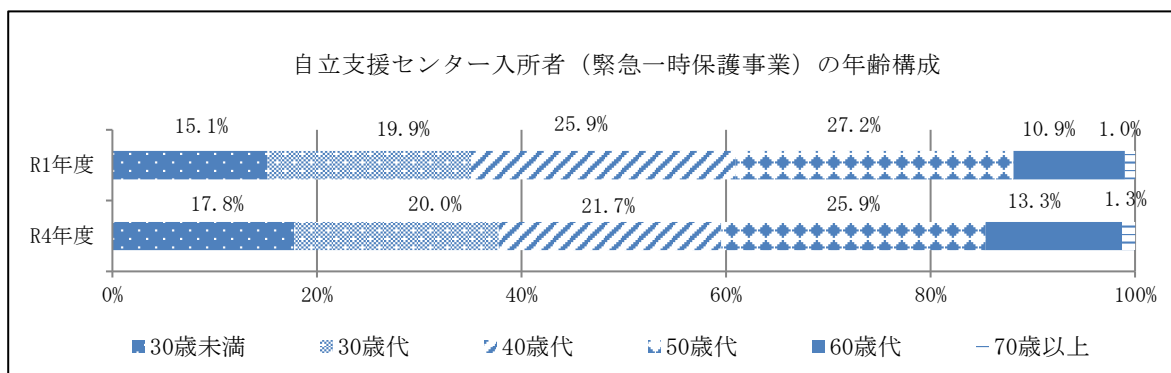
- 都と特別区は、全国に先駆け、都区共同の一貫した自立支援システムの構築に取り組んできました。その後、自立支援センターを核とする自立支援システムは国の支援策として基本方針等に取り込まれています。
- 「緊急一時保護事業」では、ホームレスを一時的に保護し、心身の回復を図るとともに、「自立支援事業」への移行等能力に応じた支援方針を決定しています（利用期間：原則2週間以内、ただし2週間以内の延長可）。
- 「自立支援事業」では、「緊急一時保護事業」利用者のうち、就労意欲があり、心身とも就労に支障がない者に対し、職業相談、就労指導等を行い、就労による自立を支援しています（利用期間：緊急一時保護事業の利用開始から通算して6か月（自立支援住宅利用を含む。））。



- 自立支援センターに附属する施設として各ブロック内に自立支援住宅（借り上げアパート）を確保し、就労を開始した利用者が地域生活を訓練する場としています。
- 令和4年度末の実績で、自立支援事業の利用者の51.1%が就労自立をしており、都区共同の自立支援システムは、成果を挙げています。
- 自立支援センターを就労自立により退所し地域生活を送っている利用者も、失職等何らかのきっかけで生活に困窮することがあり、再び路上生活に戻ることをのまないよう、訪問相談等のアフターケアを実施しています。（利用期間：退所後1年間）
- 居室はこれまで多床室が基本でしたが、利用者の若年化等により多床室への入所に抵抗を感じる者が増えていることや、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策が課題となっていました。
- 自立支援センター本体施設利用率や、自立支援住宅の利用率が5割以下と、

事業全体の利用者が低下傾向にあります。

- 自立支援センター設置のために活用できる適切な規模の公有地・公有地が減少しています。また、施設の建設コストが増加しています。
- 自立支援センター利用者の状況を見ると、若年者及び路上期間の短い者が多くいます。若年の利用者の中には、就労経験の乏しい者や、不安定な就労を繰り返す者もあり、途中退所や安定した就労に結びつかない事例があります。



- 自立支援センター利用者の約3割がネットカフェ利用者等（令和4年度実績）となっており、ネットカフェ利用者等、路上生活者となるおそれのある者についても引き続き、大都市問題として、都と23区で支援していく必要があります。
- 女性のホームレスも一定数存在し、（令和3年度ホームレスの生活実態調査 320人中16名、5%）また、区によっては女性も相談にきており、就労支援ができる施設を望む意見もあります。
- 性的マイノリティについては、現状も個別の状況に配慮しながら支援を行っています。
- 家族のホームレスに対しては、厚生関係施設等を活用して支援を行っている事例があります。
- 令和3年11月の生活実態調査によれば、高齢者や路上生活期間が長いホームレスの割合が増加しています。こうしたホームレスには、就労支援を中心とする既存の自立支援システムでの支援が難しくなっています。

#### イ 課題に対する取組

- 自立支援センターの運営

自立支援センターでは、宿泊、食事等の提供や、健康診断や健康相談等により必要に応じて健康回復の支援を行い、生活、法律その他の専門相談を通じて利用者への総合的支援を行います。

利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価（就労アセスメント）を行った上で、ハローワークや民間団体と連携して職業相談や職業紹介を行い、就職準備や就職、仕事の継続を支援します。

就労を開始した利用者は、住まいを確保するための貯蓄を行いますが、賃貸住宅の紹介や契約上の相談には専門の相談員等を通じて対応します。

また、地域での生活訓練の場として自立支援住宅（借上げアパート）を活用し、利用者の状況に応じて定期的に訪問相談等を行い、きめ細かな支援をします。

○ 自立支援センター退所後に再度路上生活に戻さない仕組み作り

自立支援センターから就労自立した者に対するアフターケアとして、相談員による自宅訪問を中心とした生活相談や、退寮者交流会の開催、職業相談や法律相談等を実施し、地域生活の継続を支援します。

○ 自立支援センターの計画的設置

施設を設置するに当たっては、地域住民に対して事業の趣旨や事業成果を丁寧に説明して理解を深めるよう努め、以下の内容を踏まえて施設の設置を計画どおり進めます。

・ 自立支援センターの個室化

自立支援センターの設置に当たっては、プライバシー配慮や感染予防等の観点から、居室は個室を基本とします。

・ 自立支援センターの規模

令和7年度以降設置する自立支援センターの規模については既存の規模（本体施設70名、自立支援住宅等30名）から縮小し、本体施設の定員規模を50名、自立支援住宅等の定員を20名とします。

・ 自立支援センターの設置

区内の利用可能な既存物件をまず調査し、適切な物件があれば、自立支援センター本体施設として活用します。同時に、活用できる土地がある場合は、コスト面での比較等から、施設の建設も選択肢とします。

自立支援センター本体施設だけでは定員規模を確保できない場合は、本体施設や自立支援住宅とは別に住宅（就労支援住宅）を確保して就労支援を行うこととします。

なお、今後も、経済・雇用情勢の変化等によって、施設定員に対する利用率が大きく変化した場合には自立支援センターの設置ルールの見直しについて都区間で対応を協議します。

○ 利用者層の変化に対応した支援

若年者や路上生活期間の短い者、就労経験の乏しい者や不安定な就労を繰り返す者等の割合の変化に対応して、効果的なアセスメントや支援方法を検討し、実施していきます。

○ 就労自立困難層への対応

自立支援センター利用者のうち、就労自立が困難な利用者については、更生施設等の活用により、再度路上生活に戻ることなく地域で生活できるようにします。

○ 自立支援センター事業対象者の整理

ネットカフェ利用者等については、福祉事務所が丁寧にアセスメントした上で、自立支援センター事業が望ましいのか、他施策の対象とするかを判断し、就労自立が見込める者を自立支援センター事業の対象者とすることとしました。

女性のホームレスについては、就労の有無にかかわらず就労自立が見込める者を自立支援センター事業の対象者とするとともに、自立支援住宅への直接入所により支援を行うこととしました。

性的マイノリティのホームレスについては、本人の意向も踏まえながら、必要な配慮を行った上で、就労自立が見込める者を自立支援センター事業の対象者とするを事業の要綱等に明記しました。

○ 路上生活の家族への対応

家族の路上生活者に対しては、今後も、厚生関係施設等を活用して対応していきます。

○ 路上生活が長期化、高齢化したホームレスへの対応

「支援付地域生活移行事業」により重点的な巡回相談を行うとともに、一時的な住まいにおいて地域生活へ移行するために必要な各種の支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援します。



### 【コラム】新型コロナウイルス感染症について

令和3年度に実施した生活実態調査において、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に関する設問が追加され、以下のような回答を得ました。（都内のホームレスの回答）

#### 1 路上生活への新型コロナの影響

新型コロナの影響については「収入が減った」が14.6%、「食べ物の量が減った、食べ物を得にくくなった」が11.7%となっています。また「その他」と回答したホームレスが70.1%おり、「その他」の内訳としては「特になし」という趣旨の回答が多く確認されました。

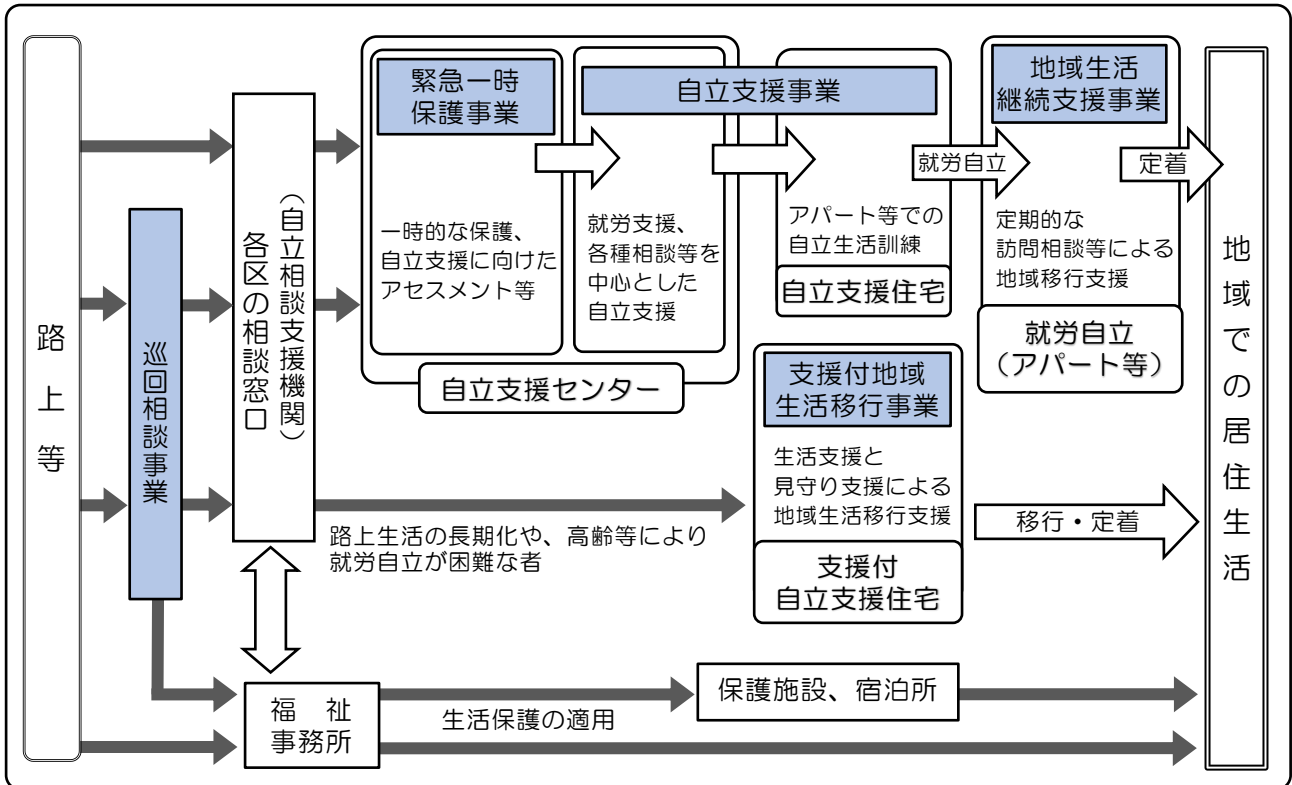
#### 2 路上生活をするようになった理由と新型コロナ

路上生活をするようになった理由として、新型コロナの影響である旨回答したホームレスは回答者のうち11.9%でした。路上生活をするようになった理由のうち、新型コロナの影響があったとされた回答としては、「仕事が減った」（26.3%）が最も多く、その他、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」（18.4%）、「倒産や失業」（15.8%）となっています。

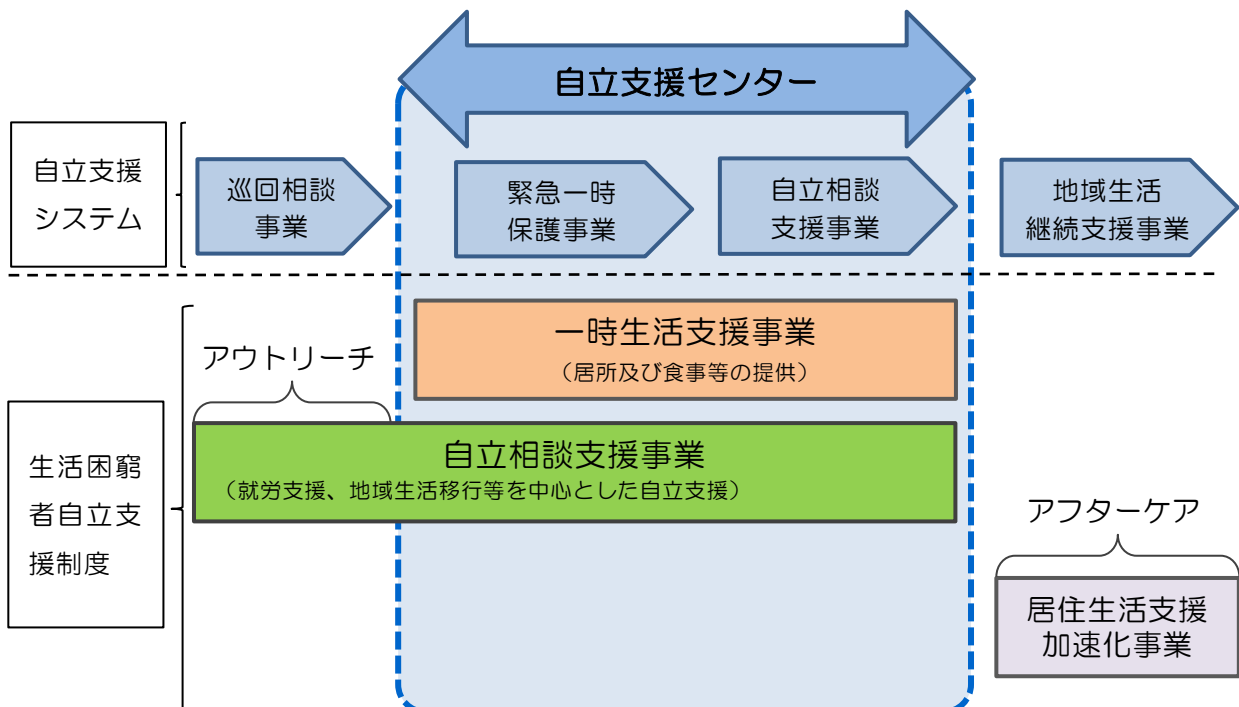
#### 3 新型コロナの拡大に伴い受きたいサービス

新型コロナの拡大に伴い受きたいサービスについては、「ワクチンの接種」が22.7%、「マスクの配布」が20.4%、「検査（PCR検査等）」が7.8%となっています。また「その他」は「特になし」という趣旨の回答が多くありました。

## 【自立支援システム】



## 自立支援システムと生活困窮者自立支援制度との関係



自立支援システムは生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業と一時生活支援事業、居住生活支援加速化事業に基づき実施しています。

これらの事業を一体的に運用することにより、従来からの自立支援システムの包括的な支援を維持したまま、利用者の自立に向けた効果的な支援を行っています。

## (2) 就業機会の確保

ホームレスの就労による自立を図るには、就業機会を確保するための取組が重要です。しかし、長期的・安定的な雇用を維持するためには、ホームレスの個々の状況を把握し、これに対応したきめ細かな自立支援計画を実施していくことが必要となります。このため、保健・医療、生活指導、居住の場の確保等、自立支援の取組と緊密に連携しながら、働く意欲のあるホームレスの就労を効果的に支援していきます。

### ① 求人の確保

#### ア 現状と課題

- 経済・雇用情勢が悪化すると、ホームレスの就職も困難な状況が続きます。ホームレスの就職に結びつく可能性の高い求人の開拓・確保が必要です。
- ホームレスの前歴を持つ求職者に対し、求人企業が採用を躊躇する傾向も見受けられます。
- ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業による自立を促進するために、平成 17 年 9 月に東京ホームレス就業支援事業推進協議会（東京ジョブステーション）が設立されました。

#### イ 課題に対する取組

- 今後も、職業紹介権を有する東京ジョブステーション等の団体と連携し、幅広い職種の求人開拓を進めていきます。（都）

### ② 職業相談・職業紹介

#### ア 現状と課題

- ホームレスの職業紹介に当たっては、カウンセリングを十分に行い、個々の職業経験や能力に応じた就職をあっせんすることが重要となります。
- また、就職に成功しても、様々な事情から就労を継続できず離職してしまうケースもあります。

#### イ 課題に対する取組

- 自立支援センターには、公共職業安定所（ハローワーク）から職員が配置され、職業相談や職業紹介を行っていますが、これに加えて、東京ジョブステーションとの連携による就職支援セミナーや職業相談等を実施し、利用者の状況に応じた、きめ細かな支援をしていきます。
- また、東京ジョブステーション等と連携し、就職先企業の協力を得ながら就労継続の支援をしていきます。

### ③ 職業能力の開発

#### ア 現状と課題

- ホームレスが就業の可能性を高め、安定的な雇用を確保するためには、一定の職業能力を身につけることが必要となっています。
- 職場体験講習は、実際の作業現場で作業を体得することにより、働く上での不安解消や就労意欲の喚起に役立ちます。

#### イ 課題に対する取組

- 今後も、自立支援センターにおいて、利用者の適性と希望に応じて国が行う技能講習の受講を勧めます。
- 東京ジョブステーションが実施する職場体験講習を活用し、自立支援センター利用者や、宿泊所等を利用している元ホームレスの人たちが就業にむけた準備ができるようにします。

### ④ 身元保証の確保

#### ア 現状と課題

- 令和3年11月の生活実態調査によると、就労するために望む支援についての回答では、「身元保証への援助」が「求人情報の提供」を上回り、「住民票設定のためのアパート」「自分たちにあった仕事先の開拓」に次いで第3位、22.6%（複数回答）となっており、大きな課題です。  
また、同調査によると、84.3%のホームレスが、「この1年間家族・親族と連絡がない」と回答しています。
- 東京ジョブステーションが、平成20年度に「身元信用保証事業」\*を立ち上げましたが、就職に際しての全般的な身元保証ではなく、利用実績が少ない状況です。

#### ※ 「身元信用保証事業」

支援対象者が、就職に際して雇い主から身元保証人を求められた時、損害保険会社が身元信用保証をする。

支援対象者が雇い主に対して物的損害を与えた場合に、金銭補償を行う。

#### イ 課題に対する取組

- 自立支援センター利用者に対して家族・親族等に連絡をとり関係を取り戻すよう助言するとともに、「身元信用保証事業」については今後も運用を工夫しながら活用します。

### (3) 安定した居住場所の確保

住宅は生活の基盤であり、ホームレスが就労自立するためには、安定した居住場所の確保が欠かせません。

#### ① 公営住宅の入居斡旋

##### ア 現状と課題

- 都営住宅については、真に住宅に困窮する低額所得者に対し、住宅を的確に提供していくという公営住宅制度の趣旨に基づき、都営住宅の特別割当制度を実施しています。

平成 14 年度から、自立支援センターを自立により退所する者向けに、特別割当を実施しています。（令和 4 年度割当戸数：20 戸）

##### イ 課題に対する取組

- 引き続き都営住宅の特別割当を実施していきます。（都）

#### ② 低家賃住宅の確保

##### ア 現状と課題

- 都内の民営借家の 1 か月当たり平均賃料は、木造で約 7 万円、非木造で約 9 万円となっています。（データは「平成 30 年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局））

都内の借家は約 334 万戸、うち民営借家は約 272 万戸あります。

借家全体のうち、1 か月当たりの賃料が 5 万円未満の低家賃住宅は約 63 万戸。一方、約 58 万戸の借家が空き家になっています。（データは「平成 30 年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局））

- 令和 3 年 11 月の生活実態調査によると、直近 3 か月平均の就労収入月額が 3 万円未満の者が 62.3%（平成 28 年調査では、41.2%）、5 万円未満まで広げると 70.5%（同、67.7%）にまで増える一方、10 万円以上の者は 6.6%（同、8.1%）と少なくなります。このことから、毎月の固定支出となる数万円の家賃を支出することの困難な層が大半であることがわかります。

##### イ 課題に対する取組

- 自立支援センター事業においては、引き続き自立支援住宅の設置・運営を行うとともに、退所後の住宅確保について、自立支援センター職員や住宅相談員によるアドバイスを行います。（都、区、NPO、民間団体）
- 居住支援の必要な者に対し、居住支援協議会<sup>\*</sup>等も活用しながら、民間賃貸住宅に関わる団体と福祉部局等との連携を図っていきます。（都、区市町村）
- 生活困窮者自立支援法施行規則に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提

供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うことなどを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行います。また、路上生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努めます。(都、区市)

**※居住支援協議会**

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

③ 緊急連絡先の確保

ア 現状と課題

- 賃貸住宅等の契約をする際に保証人を求められた場合は保証会社を利用することが一般的ですが、緊急連絡人の登録を求められる場合があります。

しかし、ホームレスはほとんどの場合、自らの関係者・親類縁者の中から適当な緊急連絡人を見出すことが困難な状況にあります。

イ 課題に対する取組

- 自立支援センター利用者が、賃貸住宅等の契約をする際に緊急連絡先を求められる場合は、自立支援センターに配置されている相談員等と連携して、緊急連絡先を確保できるようにします。(都、区)

#### (4) 保健及び医療の確保

令和3年11月の生活実態調査では、身体不調を訴える者は約4割、そのうち治療を受けていない者は6割強となっていることから、ホームレスの自立を支援するためには保健及び医療の確保が重要です。

##### ① 健康診断・相談サービスの提供

###### ア 現状と課題

- ホームレスの多くは、長期の路上生活による衛生状態の悪化や栄養状態が十分でないこと等により、健康状態が悪化している者が多く、その中にはアルコール依存症や精神に疾患を有する者等も含まれています。
- ホームレスの大半は、定期的な健康診断を受けていないため、疾病の早期発見、治療が困難な状況にあります。
- ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化に伴い、健康状態の悪化等健康不安の増加に対応するため、都区共同事業の巡回相談に医師・看護師等も同行し、健康面からの相談も受け、センター職員が必要に応じて福祉事務所への相談への同行や、病院への救急搬送等を行っています。

###### イ 課題に対する取組

- 保健所等においては、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）、地域の福祉事務所、社会福祉法人、NPOとも連携して、健康診断や健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた情報や保健・医療サービスを提供していきます。（都、区、社会福祉法人、NPO）
- 自立支援センター入所者に対しては、今後も入所初期段階に健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療を行います。（都、区）
- 健康状態の悪いホームレスが、必要な医療サービスを受けることができるよう、引き続き医師・看護師等を伴った巡回相談を実施していきます。
- 一時生活支援事業には医療の給付は含まれませんが、自立支援センター入所者が国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要がある際には、従前の運用を踏まえ、生活保護申請を行い、生活保護の医療単給により対応します。

##### ② 結核罹患者への対応

###### ア 現状と課題

- ホームレスは結核を発病しやすい生活環境下にあり、また服薬や医療の中断等治療が不十分となりやすいことから、結核の再発や複数の結核薬に耐性を示す多剤耐性結核菌が出現しやすくなっています。

- 特に、山谷地域\*全体では、結核の罹患率が高く、結核検診の実施対策を推進していく必要があります。

イ 課題に対する取組

- 山谷地域等において、適切な健康診断、健康相談等の機会を提供するための結核検診や直接服薬確認療法（DOTS事業）を実施し、結核罹患率の低減及び感染拡大防止を引き続き図っていきます。（都、区、城北労働・福祉センター）

**※山谷地域**

山谷地域とは、台東区、荒川区にまたがって簡易宿所等が密集する約 1.66 k m<sup>2</sup> の地域で、一般住宅や小売店の中に不安定な生活状態にある日雇労働者が宿泊する簡易宿所が混在しているという特徴がある。

③ 救急医療体制の充実

ア 現状と課題

- 病気等により急迫した状態にあるホームレスが緊急搬送される場合、救急隊及び受入先の医療機関の協力が必要です。

イ 課題に対する取組

- 都内の民間医療機関が救急車により搬送されたホームレスを診療した場合に協力謝金を交付し、受入れについて引き続き協力促進を図ります。（都）
- 無料低額診療事業\*施設の効果的な活用を図るよう努めます。（都）
- 日頃から福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携を図るよう努めます。（都、区市町村）

**※無料低額診療事業**

社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する、生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業



## (5) 生活に関する相談・指導

ホームレスの個々の状況を把握し、本人の意思に基づいた的確な支援を行っていくために、関係機関による総合的な相談体制を築くことが重要です。

来所による相談のみならず、道路、公園、河川、駅等の路上生活の現場に出向いて面接・生活相談を行い、ホームレス対策施設の利用や生活保護等の各種施策の活用についての助言を行う体制を作ることが支援策の効果を高めることにつながります。

### ① 窓口・街頭相談の充実

#### ア 現状と課題

- 福祉事務所の窓口では、応急的な援護、自立支援センターの入所申請や生活保護の相談等、何らかの援護を必要とするホームレスに対する相談を行っています。
- ホームレスが何らかの支援を受けて、路上生活からの脱却を図るためには、相談体制の拡充が必要です。

#### イ 課題に対する取組（都、区市）

- 自立相談支援機関等に相談に訪れたホームレスに対しては、本人の状況に応じて生活保護等や自立支援システム利用の相談のみならず、法テラスや生活困窮者家計改善支援事業を実施する機関等を紹介するとともに、必要に応じ応急援護も実施していきます。
- 巡回相談を実施していきます。

### ② 巡回相談事業の実施

#### ア 現状と課題

- 令和3年11月の生活実態調査によると、公園、道路、河川等に起居しているホームレスは減少していますが、高齢化、路上生活の長期化の実態があり、一定程度、健康状態が悪いホームレスが存在しています。また、今後の生活について、「今のまま（路上（野宿）生活）でいい」と回答する者の割合が増えています。

巡回相談員が長期間関わっても、公園、道路、河川等に固定・定着し、路上生活を続けるホームレスがいます。

また、屋根のある場所と路上を行き来している人たちもいます。

- 平成18年度から都区共同事業の「巡回相談事業」を開始しています。また、一部の区市においても巡回相談が実施されています。
- 令和3年度から国河川を除く23区において夜間概数調査を実施し、確認された路上生活者は日中と比べて多いことを把握しました。
- ホームレスに対して、路上生活から脱するための施策の周知が必ずしも徹底していません。このため、十分な情報が行き届きさえすれば路上生活

から脱却することができる可能性のある人々までもが路上生活を続けています。

また、路上生活が長期化すると路上生活からの脱却が難しくなる実態もあり、できるだけ早期の段階で巡回相談により自立支援につなげる必要があります。

#### イ 課題に対する取組（都、区）

- 自立支援センター受託法人が巡回していますが、施設管理者との情報共有や、合同での巡回等、施設管理者や福祉事務所等関係機関との連携を強化するとともに、医師・看護師の同行等、実施体制の充実を図っていきます。
- 公園等に固定・定着しているホームレスに対しては、今後も粘り強く巡回相談を行います。
- 固定・定着層ではなく屋根のある場所と路上とを行き来する者等に対しては、対象者の実態把握に一層努めつつ、地域の実情に応じて、平日・日中に加え早朝・夜間等の時間帯に巡回相談を行い、日中接触できないホームレスとの接触を図るなど、柔軟な実施方法を工夫していきます。

### ③ 福祉サービス総合支援事業の利用促進

#### ア 現状と課題

- 国制度である「日常生活自立支援事業」\*の対象者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して援助する等、東京都は「福祉サービス総合支援事業」として更なる制度の充実を図っています。

自立を目指している元ホームレスが、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を求める機会が少ない状況にあり、制度の利用促進が望まれます。

#### ※「日常生活自立支援事業」

地域福祉権利擁護事業（平成 11 年）が名称変更したもの（平成 19 年 4 月）。判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用を支援する事業

#### イ 課題に対する取組（都、区市町村）

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に加え、要支援・要介護の高齢者や身体障害者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等の援助を行う「福祉サービス総合支援事業」について、区市町村と連携して幅広く周知し、利用の推進を図ります。
- 自立を目指している元ホームレスが制度の対象となる場合には、関係機関と連携を図りつつ、ふさわしい福祉サービスを利用できるよう、積極的にこの制度を活用して自立の支援を図っていきます。

④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への対応

住まいを失いインターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事している者（以下「住居喪失不安定就労者」という。）は、健康保持や将来に向けた職業能力の蓄積を図れず、将来的には就労機会も失ってホームレスとなるおそれがあり、対策を講ずる必要があります。

国の基本方針では、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等に寝泊りするなど、不安定な居住環境にある者について、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」としています。

ア 現状と課題

- 都は、平成 20 年 4 月、住居喪失不安定就労者を支援するサポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を新宿区の東京都健康プラザ「ハイジア」に開設しました。

「TOKYOチャレンジネット」では、生活、居住、就労に関する相談支援や、一時的な住宅提供、資格取得支援等の総合的な支援を行っています。

- 平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含む生活困窮者を対象とした包括的な支援を恒久的に提供する体制が整ったことから、福祉事務所設置自治体が地域の実情に応じ、自立相談支援事業をはじめとする各種の支援を実施しています。
- 都は、令和 2 年 4 月から、新型コロナウイルス感染症の影響による失業等により、住まいを失った方等に対し、一時宿泊場所（ビジネスホテル）の確保、一時的な住宅提供数の拡充や支援対象者の要件緩和等の特例措置を実施しており、令和 4 年度の事業登録者数は、1,180 名、年齢層は、20 代・30 代で 35%、40 代で 22%、50 代で 23%でした。
- 利用者の状況に応じた支援を通じて、不安定な就労を繰り返したり住居を喪失したりする状況に至らぬような取組が必要です。

イ 課題に対する取組

- 生活困窮者自立支援法上の必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金、任意事業である一時生活支援事業等によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援を行います。（都、区市）
- 住居喪失不安定就労者への支援を継続するとともに、「TOKYOチャレンジネット」の支援実績、社会経済状況の動きや各福祉事務所設置自治体における生活困窮者への支援体制の整備状況を注視しつつ、支援内容の見直しや関係機関との連携強化を行います。（都）
- 学校教育では、社会の一員としての自覚を促すとともに望ましい勤労観や職業観を育成できるよう、体系的な「キャリア教育」\*を推進します。

(都、区市町村)

※キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達<sup>※</sup>を促す教育

※キャリア発達

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程  
(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」平成23年1月31日)

## (6) 緊急援助及び生活保護

ホームレス問題は、生活保護制度を含めた社会全体のセーフティネットのあり方にも大きく関わる問題です。生活保護制度は、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする制度であり、その「補足性の原理」から、年金・医療・介護・雇用等の施策や給付の限界を補完する機能をもっています。その意味において、「最後のセーフティネット」の役割を担っています。

ホームレスに対しても、一般のケースと同様、資産や稼働能力、他の法律や施策等あらゆるものを活用しても要保護状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を実施していきます。

### ① 緊急に行うべき援助の実施

#### ア 現状と課題

- ホームレスの中には長期の路上生活により、栄養状態や健康状態が悪化し、必要な援護を受けずにいる者もいます。
- 病気等により、急迫した状況にある者については、申請がなくとも必要な保護を行うことが求められます。

#### イ 課題に対する取組

- 緊急的な援助を必要としているホームレスに対しては、巡回相談等の自立支援センター事業とも連携した適切な対応に努めます。(国、都、区市)
- 区市町村の行う応急援護事業に対し、規定に基づき補助金を支出します。(都)
- 無料低額診療事業を活用し、健康相談や診療が必要に応じて利用できるよう、地域での連携の確保に努めます。(都、区市)
- 要保護者が医療機関に救急搬送された場合には、速やかに実態を把握した上で急迫保護の要否を確認するとともに、必要な場合には適切な保護が行われるよう、福祉・医療・救急等関係機関の円滑な連携に努めます。(都、区市)

### ② 生活保護法による保護の実施

#### 【1.相談・申請時における対応】

#### ア 現状と課題

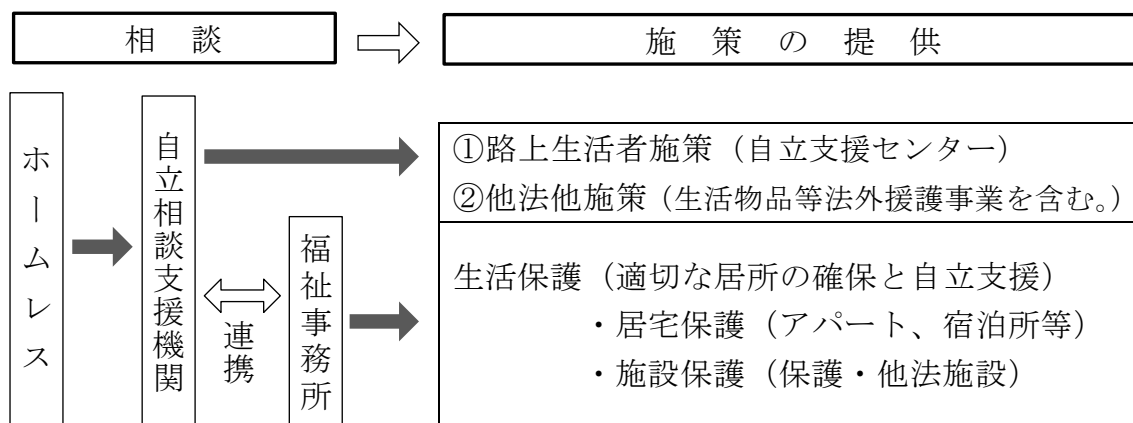
- ホームレスに対する生活保護の適用は、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでもありません。
- したがって、ホームレスに対する保護の要否の決定に当たっては、稼働能力の判断をすることや居所を見つけることが困難という課題に直面することもあります。それを理由としてただちに保護を適用しないということにはなりません。
- 医療機関に救急搬送されて医療扶助を適用した場合は、治療後の対応を

的確に行うことが重要な課題です。入院に至るまでの状況、生活実態や病後の身体状況等を十分に確認する必要がある、その状態が要保護であると認められる場合は、再び路上生活に戻ることをないよう対応する必要があります。

- そのため、ホームレスからの相談に対しては、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められます。
- 経済・雇用情勢により、失業や不安定就労を原因として生活が困窮し、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者がいます。相談者に対し、緊急雇用対策、低所得者対策等適切な施策の紹介を行うと同時に、要保護状態にある生活困窮者に対しては適切に生活保護を実施する必要があります。
- 居住地を失うと再就職自立の可能性を更に狭めることになるため、失業者からの生活困窮相談については、積極的に対応し、家賃滞納等による地域住民の路上生活化を未然に防止することが必要です。その際、単に稼働能力があることのみをもって保護を要しないと判断せず、稼働能力の活用の有無を判断する必要があります。努力して求職活動を行っているにもかかわらず、地域の求人状況等の理由によって就職に至らず困窮状態にある場合は、稼働能力活用の要件を満たし、要保護状態にあると認められます。

#### イ 課題に対する取組（国、都、区市）

- 生活保護の受給を希望又は申請意思のあるホームレスに対しては、巡回相談等の自立支援センター事業とも連携した適切な対応に努めます。
- 生活保護の適用に当たっては、面接相談時のヒアリング等を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握した上で、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）を示し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な選択を行います。
- 家賃滞納等で居住地を失うおそれのある要保護者に対しては、居住地を失う前に適切に生活保護を適用します。



## 【2. ホームレスの状態に即した生活保護の適用】

### ア 現状と課題

- 身体状況のみならず職歴や生活歴等の個別状況についても確認をして、一般的な保護の要否判定を行い、地域の社会資源を最大限活用しながら、適切に対応することが必要です。
- 自立のためには適切な居所の確保が重要ですが、生活保護を適用する際、直ちにアパート等の居宅生活をするのが困難な場合があります。その場合には、保護施設\*（都内：救護施設 10 か所、更生施設 11 か所、宿所提供施設 10 か所）を活用することになりますが、より多くの需要に対応していくため、宿泊所\*も保護の適用の場として活用されています。
- 生活保護を適用した者についても、自立の助長（自立支援）が課題であることは変わりありません。雇用就業施策等とも連携しながら、自立に向けた援助を行っていくことが求められます。

#### ※保護施設（いずれも生活保護法上の施設）

- ・ 救護施設：身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・ 更生施設：身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・ 宿所提供施設：住居のない要保護者に対し、住宅扶助を行うことを目的とする施設

#### ※宿泊所

社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設

### イ 課題に対する取組（国、都、区市）

- 生活保護の適用に当たっては、生活管理能力等の自立に向けた指導援助の必要性の程度を分析した上で、生活状況や利用できる社会資源の状況等を総合的に勘案し、居宅生活が可能かどうかを判断します。
- その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された者は、保護開始時においても敷金等の支給が可能であり、必要な福祉サービスについても配慮しながら居宅化を進めていきます。
- また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設や宿泊所等において保護を行います。
- 宿泊所や簡易宿所\*で保護を適用している世帯についても、一般居宅への移行や自立が可能かどうかの視点をもって、本人の意思を確認しながら、援助方針を検討していきます。また、施設から地域での安定した生活への移行を支援するため、引き続き保護施設通所事業\*を活用していきます。
- 居住地のない女性からの相談に対しては、女性相談センターの緊急一時保護、女性用の宿泊所等が利用されています。緊急一時保護の後、直ちに一般居宅生活への移行が困難な場合は、適切な施設への入所を検討します。緊急一時保護以降の援助方針の決定に当たっては、本人の意思を尊重し、

関係機関（福祉事務所・女性相談センター・施設）が十分な連携を図れるよう努めていきます。

**※簡易宿所**

旅館業法に基づき、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて宿泊させる施設

**※保護施設通所事業**

保護施設退所者を保護施設に通所させ（通所訓練）、または施設職員が居宅等を訪問する（訪問指導）ことにより、居宅での継続的自立生活の支援と退所促進による施設の有効活用を目的とする事業

**【3. 宿泊所等の活用】**

**ア 現状と課題**

- 宿泊所は、国の基本方針において、「ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者」について保護を行う場として位置付けられています。
- 令和4年8月の都の調査によると、宿泊所利用者の約2割が元ホームレスであり、また利用者の9割以上が生活保護受給者となっており、宿泊所が元ホームレスに対する生活保護適用の受け皿となっている実態があります。
- 宿泊所においては、精神的・身体的ケアや、日常生活、金銭管理、住宅確保、就労等、自立支援に必要な、多様なサービス提供がなされているものの、その取組内容には事業者によって大きな差が見られます。
- 宿泊所は、居宅生活に移行するための一時的な場とされていますが、長期間滞留する傾向も見られます。一部の区においては、「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」を活用し、宿泊所を居所として生活保護を適用されている者に対して、居宅生活等への移行を支援しています。
- 平成30年6月の社会福祉法の改正により、宿泊所は、社会福祉住居施設と定義され、事前届出制の導入や設備及び運営に関する最低基準を定める等、適正な運営を確保するための規制強化が図られています。

また、同じく平成30年6月の生活保護法の改正により、宿泊所での単身生活が困難な方への日常生活上の支援を行う日常生活支援住居施設の仕組みが創設されました。

**※令和4年8月（都内全域調査）**

- ①19.7%が路上生活からの入所
- ②宿泊所利用者の95.3%が生活保護受給者
- ③1年以上の利用者が57.3%



イ 課題に対する取組（国、都、区市）

- 宿泊所において、元ホームレスの居宅移行を支援し、その自立を促進していくため、今後も「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」\*等を活用した取組を実施していきます。

**※居住不安定者等居宅生活移行支援事業**

居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する相談・助言等居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援等を実施する事業。（国庫補助事業）

- 社会福祉住居施設の設備及び運営に関する最低基準について条例（令和2年4月1日施行）で定めるとともに、単身生活が困難な方への日常生活上の支援を行う日常生活支援住居施設の認定を行っており、今後も実施していきます。

③ 自立支援センター事業と生活保護制度の連携

ア 現状と課題

- 自立支援センター利用者については、基本的には生活上の需要が満たされるので生活保護を適用する必要はありませんが、状況に応じて生活保護制度との適切な連携の下に運営することによって、よりその効果が発揮されます。
- 自立支援センターの利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態にある者は路上生活に戻さないよう配慮する必要があります。

イ 課題に対する取組（国、都、区）

- 自立支援センター利用者が就労自立に至らない場合、要保護状態であれば生活保護を適用し、更生施設等に入所する等個々の状況に応じた適切な対応を図るとともに、自立支援センター入所中のアセスメント結果や生活状況等を考慮して援助方針を検討するため、退所時の福祉事務所と自立支援センターの連携を強めます。
- 自立支援センターの利用期間内に就労自立ができなかった者の中で、自立の意欲があるが、生活習慣が確立していない者等に対しては、本人の希望に応じて生活保護を適用しながら更生施設利用者等社会復帰促進事業等を活用し、地域社会への安定的な移行を支援していきます。

④ 市町村部のホームレスへの対応

ア 現状と課題

- 市町村部のホームレス数（令和5年1月概数調査）は、57人（国管理河川に41人、国管理河川以外に16人）となっています。

一方、市町村部（八王子市を除く。）には宿泊所が43か所（定員1,247

人)あり、多くの元ホームレスが生活保護を受けて入居しています。(令和4年8月現在)

- 主に河川敷に暮らすホームレスに対して、自立に向けた支援を行うことが課題となっています。
- 既に宿泊所に入居している元ホームレスに対しても、就労を基本とした地域生活に移行できるよう、的確な支援が必要となっています。

#### イ 課題に対する取組

- 地域の実情に応じて自立相談支援機関等による巡回相談を行い、路上生活から脱するための施策の周知を行います。
- 自立相談支援機関等に相談に訪れたホームレスに対しては、本人の状況に応じて生活保護等により適切な対応を行います。
- 居宅生活移行支援事業や都「被保護者自立促進事業」\*等の活用により、自立に向けた援助が必要なホームレスに対して宿泊所等を活用して、路上生活からの脱却に向けた支援を強化します。(国、都、市)

#### **※被保護者自立促進事業**

生活保護法による被保護者に対して、就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援及び次世代育成支援を行い、本人及び世帯の自立の助長を図る事業

#### ⑤ 山谷地域における対策

山谷地域に住む日雇労働者は、現在、高齢化により就業が難しくなっており、手狭な居住空間や健康の不安を抱えながら、路上生活状態に陥るおそれのある厳しい環境に置かれています。そのため、山谷地域の簡易宿所に宿泊する日雇労働者に対し、生活支援等を行う山谷対策を実施しています。

#### ア 現状と課題

- 令和3年の都の調査によると、簡易宿所宿泊者のうち約9割が生活保護を受給している状況です。
- 山谷地域の日雇労働者は、日雇労働市場の縮小に加え、労働者自身の高齢化や傷病等により、日雇労働で生計を維持することが困難になっています。そのため、生活相談、援護機能の充実を図る必要があります。また、日雇労働に従事するため、労働者の健康管理や疾病から復帰する対策が求められます。
- 山谷地域は一般住宅や小売店などの中に簡易宿所が混在していることから、日雇労働者と地域住民が生活圈を共有していますが、路上生活、徘徊等の地域事情から、公園、道路の整備や街路清掃、散水等の環境整備が必要です。
- 簡易宿所に宿泊する日雇労働者が地域で生活していくためには、住民としての自覚と地元との相互理解に努めることが望ましく、山谷地域を誰もが住みやすいまちにしていくことが求められています。

イ 課題に対する取組（都、台東区、荒川区、城北労働・福祉センター）

- 山谷地域に居住する日雇労働者を対象に福祉事務所と連携し、生活保護に関する相談を行うとともに、医療に関する相談、住民登録や戸籍に関する相談、一身上等生活に関する総合的な相談を実施します。また、仕事に就けず所持金もなく、その日の宿泊又は食事に困窮している相談者に対し、応急援護として宿泊援護、給食援護を実施します。
- 山谷地域を誰もが住みやすいまちにするため、地元区が行う山谷地域の公園、道路等の清掃に対し経費を補助するとともに、町会や商店街、地域の団体等と連携して、地域の意向を踏まえつつ、地域の生活環境の整備に努めます。

**【コラム】山谷地域における雇用の確保**

簡易宿所が多く集まる山谷地域では、まだある程度の日雇労働者も居住しており、労働者の大半が従事している土木・建設関連業界からの求人数は減少し、さらに労働者は高年齢化してきているため、雇用の安定は厳しい状況にあります。

こうした現状を踏まえ、山谷地域では、公共事業について、積極的に日雇労働者を雇用するように吸収促進を進めるとともに、年間を通して安定した特別就労対策事業※の実施に努める等、日雇労働者の就労機会の確保に努めています。（都、城北労働・福祉センター）

**※特別就労対策事業**

民間の日雇労働求人が減少している現状を踏まえ、都の公共事業を実施し、日雇労働者の就労機会を確保することにより、生活の安定を図ることを目的に実施する事業

## (7) ホームレスの人権擁護

ホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していくためには、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、人権意識の高揚を図ることが大切です。

### ① 広報・啓発活動の実施

#### ア 現状と課題

- ホームレスに対する暴力事件等、ホームレスに対する人権侵害の事例が発生しています。
- ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要です。
- ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスに対する正しい理解と認識を深めるための広報・教育啓発活動を推進することが必要です。

#### イ 課題に対する取組

- ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について一般都民の理解を促進するため、広報・啓発活動を行います。(都、区市町村)
- 学校教育においては、人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム」に、「東京23区の路上生活者（ホームレス）の現状」に関わる資料や「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）」とともに、実践・指導事例を掲載します。各学校が「人権教育プログラム」を活用し、路上生活者への理解を深めるための教育を進めていきます。  
さらに、地域の実態に即して、児童・生徒に対する生活指導を徹底させるとともに、家庭・地域社会や関係機関との緊密な連携を図るよう努めていきます。(都、区市町村)
- 社会教育においては、東京都・区市町村の社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象とした研修会や人権啓発学習資料等の中で、様々な人権課題の一つとして、ホームレスの人権問題について適宜取り上げる等、啓発等に努めていきます。(都)
- 相談等を通じてホームレスに対する人権侵害の事案を認知した場合には、人権擁護機関等と連携・協力して適切な解決を図っていきます。(都、区市町村)

### ② 相談・支援時の人権尊重

#### ア 現状と課題

- 相談時やホームレスの入所施設において、ホームレスの人権が十分守られることが必要です。

イ 課題に対する取組

- 相談時や自立支援施設入所時のほか、地域生活移行後においても、元ホームレスの人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するように努めていきます。

そもそもホームレス状態それ自体が人権尊重に反するということでもあるので、ホームレス状態からの脱却、自立支援の施策を推進していきます。(都)

## (8) 地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、当該施設の適正な利用を確保し、地域における生活環境の改善を図ることが必要です。

### ア 現状と課題

- 都内の公共施設におけるホームレスの概数（令和5年1月概数調査）は次のとおりです。

合計 (人)	都管理施設			区市町村管理施設			電鉄関係 (JR・東京メトロ・都営)	その他 <sup>※2</sup>
	公園・霊園	道路	河川	公園	道路	河川 <sup>※1</sup>		
400	74	110	31	119	35	5	19	7

※1：特別区所管分のみ

※2：「その他」とは、庁舎周辺、図書館、体育館、公民館、市町村管理河川、駅前ターミナル周辺等である。

※国管理河川のホームレス数 261 人を除く。

- 都管理の公園・道路・河川においては、施設管理者による巡回警備や声かけ、退去指導や美化清掃等を実施し、また福祉事務所等関係機関と連携した対応をすることによって、施設内に起居するホームレスは減少しました。
- しかしながら、就労できずに路上生活期間が長期化する等、未だに多くのホームレスが存在しています。
- 今後とも、公共施設の適正な利用が妨げられることのないよう対策が必要です。

### イ 課題に対する取組

- ホームレスが公共施設を起居の場所としていることにより、その適正な利用が妨げられている場合、都は公共施設の管理者等の関係機関と一層緊密な連携を図った上で、ホームレスの人権に配慮し、法令等の規定に従って、以下の措置を講ずることとします。（都）
  - ・ 管理する公共施設内の巡視・警備の強化、物件の撤去指導等（新規流入・再流入の防止）
  - ・ 自立支援センター等との情報共有、合同での巡回
  - ・ 前記のほか、必要と認める場合には法令の規定に基づき監督処分等の必要な措置
- 洪水等の災害時においては、河川に起居するホームレスに被害が及ぶ危険があるため、河川管理者は、日頃から福祉事務所等関連機関と密接に連絡調整して対応します。
- 国管理河川ホームレス対策協議会を通じて国管理河川管理者と福祉事務所等関係機関との連携強化を図ります。（国、都、区市）

## (9) その他の取組

### ① 地域における安全の確保

警察は、関係機関や地域住民と緊密に連携して、ホームレスの人権に配慮しつつ、ホームレス個々の被害防止や要保護事案のほか、地域住民に与える不安感の除去等、地域の安全と平穏を守るための活動を推進していきます。

#### ア 現状と課題

- 法令に基づき行われる各種警察活動や、不法行為に対する検挙措置等を推進していますが、ホームレスに関わる事件の発生や緊急に救護を必要と認められるホームレスの一時保護等の問題を適正に解決していくためには、関係機関及び地域社会と連携しながら各種対策を推進することが必要です。

#### イ 課題に対する取組（都）

- 各警察署は、関係行政機関、施設管理者等との連携に努めます。
- ホームレスの実態把握に努めるとともに、各種警察活動を通じ、地域住民の不安感の除去とホームレス自身の事件・事故を防止するための活動を推進します。
- 地域住民に不安や危害を与える事案、あるいはホームレス同士による暴行事件等については、速やかに検挙措置等を講じるとともに、再発防止に努めます。
- 公共の場所の管理者等が行う物件の撤去指導等に伴って発生する不法事案等に対し、適切に対処します。
- 緊急に救護を必要と認められる者については、警察官職務執行法等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進します。

### ② 民間団体との連携

ホームレスの自立の支援を推進していくためには、地域の実情を把握している民間団体と連携・協力を図り、ホームレス個々のニーズに即したきめ細かい支援活動を展開していくことが求められます。

#### ア 現状と課題

- 都内には、ホームレスに対する炊き出し、夜間パトロール、就労相談、医療相談等、独自の支援活動を定期的に行っている団体が複数存在します。
- 現在、都区共同事業である自立支援システムによる施設の運営や、巡回相談等各種支援の実施に当たり、社会福祉法人やNPO法人等との協働は欠かせないものとなっています。
- 今後、民間団体等との情報交換や意見交換、適正な役割分担による事業の推進を一層進め、ホームレスの自立を多面的に支援する仕組みを強化していくことが必要です。

イ 課題に対する取組

- 社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人<sup>\*</sup>、NPO、ボランティア団体等との定期的な情報交換や意見交換を行っていきます。  
(都、区市、民間団体)

**※居住支援法人**

改正住宅セーフティネット法（平成 29 年 10 月 25 日施行）に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの

③ 民生委員・児童委員の理解の促進

ホームレスの個々の状況に応じた、自立支援を的確に実施していくためには、地域の実情を把握し、きめ細かい活動を実施している民生委員・児童委員との連携が不可欠です。

民生委員・児童委員にホームレス問題や施策等の十分な情報提供を行い、理解と協力を得ることにより、地域住民へのホームレスに対する理解が促進され、ホームレスの自立支援への効果的な推進につながります。

ア 現状と課題

- 民生委員・児童委員との連絡会等の様々な会議、情報交換の場等を通じ、民生委員・児童委員に対し、ホームレスに関する情報提供と、取組への理解について説明しています。

イ 課題に対する取組（都、民生委員・児童委員）

- 引き続き、機会をとらえて情報提供と理解の促進に努めていきます。



## IV 計画の推進及び見直し

### 1 計画の推進

#### (1) 計画の推進体制

- ホームレスの自立支援については、安定した生活の確保とともに、保健・医療の確保、雇用・就業機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、多方面での取組や広域的な連絡、調整が必要であり、行政・民間等の関係者が連携・協力して積極的な対策の推進を図っていくことが重要です。
- 計画策定後は、必要に応じ、都民及び関係者の方々の意見も踏まえ計画のフォローアップを行っていきます。

#### (2) 関係者の役割分担

##### ① 東京都の役割

東京都は、国の基本方針に即して、また、独自にホームレス対策をより効果的に推進するための施策を、区市町村や民間団体とも協力しながら実施していきます。同時に、区市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための広域的な調整や実施計画の策定及び各種施策の取組に関する情報提供等の支援を行います。

##### ② 区市町村の役割

区市町村は国の基本方針や都の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する役割を担うことが期待されています。

##### ③ 施設管理者の役割

公園等の施設管理者は、ホームレスの人権に配慮し、また自立支援策との連携を図りつつ、施設の適正な利用の確保に努めることが必要です。

##### ④ 民間団体の役割

ホームレスの自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担っています。このため、民間団体は、その団体の目的に応じて、ホームレスに関する問題の解決に資する活動に努めるとともに、都や区市町村が行う支援事業の事業実施者としての役割を担うことが期待されています。

### 2 計画の見直し

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを運用し、各年度の事業の進捗や成果を調査・把握し、その結果や経済・雇用情勢を見極めながら、今後の政策展開につなげていきます。

本実施計画は、計画期間の満了前であっても、国の基本方針の見直し等にあわせ、最新の時点における都内のホームレスの状況を客観的に把握し、それまでに進めた施策の評価を行った上で、適宜必要な見直しを行います。

## V 参考資料

- ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法  
(平成 14 年法律第 105 号)
- ・ ホームレスの自立の支援等に関する基本方針  
(令和 5 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号)
- ・ 生活困窮者自立支援法  
(平成 25 年法律第 105 号)
- ・ 都区のホームレス対策の経緯

# ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第一〇五号）

## 目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

## 附則

第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

### （ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

### （ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる

ものとする。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二一日法律第六八号）

この法律は、公布の日から施行する。

**ホームレスの自立の支援等に関する基本方針**  
(令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)

目次

- 第1 はじめに
- 第2 ホームレスに関する現状
  - 1 ホームレスの現状
  - 2 ホームレス自立支援施策の現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進
  - 1 基本的な考え方
  - 2 各課題に対する取組方針
  - 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
  - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
  - 5 基本方針のフォローアップ及び見直し
- 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針
  - 1 手続についての指針
  - 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
  - 3 その他

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立し、平成29年6月に期限が10年間延長されたホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国の責務として当該目標に関する総合的な施策の策定及び実施を、地方公共団体の責務として当該目標に関する当該地方公共団体の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月、20年7月、25年7月及び30年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定してきた。地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、路上等におけるホームレスの数については、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、大幅に減少してきている。一方で、令和3年11月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められるとともに、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層の存在も見受けられる。

また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生

活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から、困窮者支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第 6 項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等を実施している。

困窮者支援法は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護の受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（以下「ホームレス等」という。）も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至るまでの間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。

本基本方針は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法等に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレス等の自立を積極的に促すとともに、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援を推進し、地域社会におけるホームレス等に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

## 第 2 ホームレスに関する現状

### 1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については、平成 15 年より年 1 回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については、平成 15 年、19 年、24 年、28 年及び令和 3 年の概ね 5 年ごとに、抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を、それぞれ実施している。

#### (1) ホームレスの数

ホームレスの数については、令和 5 年 1 月時点で 3,065 人（令和 5 年概数調査）となっており、平成 15 年 1 月時点の 25,296 人（平成 15 年概数調査）



と比べて、22,231人（87.9%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で888人（平成15年概数調査においては7,75人）、次いで東京都で661人（同6,361人）となっており、この両都府で全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち234市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体（平成30年概数調査においては1自治体）、100人以上であったのは4自治体（同7自治体）であるのに対し、10人未満であったのは189自治体（同228自治体）と、全体の約5分の4を占めている。

## (2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、令和3年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市及び令和3年概数調査において20人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

### ① 年齢

ホームレスの平均年齢は63.6歳（平成28年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、61.5歳）であり、年齢分布については65歳以上が54.4%（同42.8%）となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

### ② 路上（野宿）生活の状況

(ア) 寝場所については、定まっている者が79.5%であり、このうち、「公園」が最も多く27.4%、次いで「河川」が24.8%となっている。これを路上（野宿）生活期間別にみると、路上（野宿）生活期間が長いほど一定の場所に定まっている割合が高くなる傾向にある。また、具体的な寝場所としては、公園が全般的に多いが、1年以上の者では河川の割合が高くなる傾向にある。

(イ) 路上（野宿）生活期間については、3年未満が31.7%であるのに対し、5年以上は59.1%（10年以上は40.0%）となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が49.4%となっている。

今回の調査における路上（野宿）生活の継続状況については、ずっと路上（野宿）生活をしていた者の割合が64.4%となっている一方で、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層も一定数存在していることが見受けられる。

(ウ) 仕事の状況については、全体の48.9%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が66.4%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、5万円以上10万円未満が30.7%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が27.5%となっており、平均収入月額は約5.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても49.9%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向の背景には、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていること、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もあるものと考えられる。

### ③ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が36.3%、製造業関係の仕事が12.9%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員

（正社員）」が 45.8%と大きな割合を占め、「臨時・パート・アルバイト」が 23.2%、「日雇」が 20.7%となっている。

また、路上（野宿）生活となった理由としては、「仕事が減った」が 24.5%、「倒産・失業」が 22.9%、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が 18.9%となっている。これを年齢階層別にみると、若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）においては、仕事関係以外の理由として「家庭関係の悪化」が 16.4%（全年齢階層では 7.9%）、「家族との離別・死別」が 9.8%（全年齢階層では 8.5%）とやや高くなっており、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

#### ④ 健康状態

現在の健康状態については、「あまりよくない・よくない」と答えた者が 34.9%であり、このうち治療等を受けていない者が 63.5%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が 25.7%、「腰痛」が 24.8%となっている。また、「よく眠れない日が続いた」が 16.2%、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が 6.6%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる者も一定程度みられた。

#### ⑤ 福祉制度等の利用状況

(ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがあり相談をしたことがある者は 29.5%、会ったことはあるが相談したことはない者は 49.4%となっている。

また、緊急的な一時宿泊場所である生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）や一時生活支援を知っており利用したことがある者は 21.9%であり、知っているが利用したことがない者は 47.3%となっている。また、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）を知っており利用したことがある者は 13.3%であり、知っているが利用したことがない者は 55.5%となっている。なお、路上生活期間が短いほど、また、30歳以上では年齢階層が低いほど、これらの福祉制度を利用したことがある者の割合は高くなる傾向がある。

また、過去に、自立支援センターの利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が 19.0%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」及び「アパートを確保しての就労退所」がそれぞれ 9.5%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が 14.9%となっている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った理由については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く 49.1%を占め、次いで「巡回・見守り」が 37.3%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く 41.0%となっている。

#### ⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」が

最も多く 40.9%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」が 17.5%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が 12.0%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」の割合が高くなる傾向があるが、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」の割合が高くなる傾向にあり、65 歳以上の者ではその割合は 50.5%となっている。また、路上（野宿）生活期間別でみると、路上生活が長くなるほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」と回答する者の割合が高くなる傾向にあり、3 年以上の者ではその割合は 52.5%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が 29.0%、「アルミ缶、雑誌集め等の仕事があるので暮らしていける」が 24.5%となっている。

また、自立支援センターやシェルターの利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

#### ⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は 67.4%を占めているものの、このうち、令和 2 年 11 月から令和 3 年 10 月までの 1 年間に家族・親族との連絡が途絶えている者は 78.9%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は 62.2%であり、金融機関等に借金がある者は 13.2%であった。

#### ⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が 30.8%と最も多く、次いでその他の生活関連が 22.5%となっている。

#### ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上（野宿）生活を行うようになった割合は

調査対象（令和 3 年生活実態調査において路上（野宿）生活期間が 3 年未満の者に限る。）の 6.3%であった。このうち、43.2%は仕事が減ったことが、21.6%は倒産や失業が原因となっていた。

## 2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者をいう。以下同じ。）や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレス等を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講

習事業を実施している。

### 第3 ホームレス自立支援施策の推進

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、令和3年生活実態調査においては、平成28年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、路上と終夜営業の店舗等の屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

##### (2) 総合的なホームレス自立支援施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。

そのほか、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、路上と終夜営業の店舗や知人宅等の屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者についても、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

##### (3) 地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い地方公共団体においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない地方公共団体においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

##### (4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレス等も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務

所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心として、生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成 29 年 6 月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業にも積極的に取り組むとともに、住宅セーフティネット法第 51 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携を図ることによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

#### (5) 各事業を提供する施設の概要

##### ① 自立支援センター

自立支援センターは、法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。困窮者支援法に基づき、ホームレスを含め生活困窮者を広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、自立相談支援事業と一時生活支援事業とを一体的に提供することを目的として運営されるものである。

##### ② シェルター

シェルターは、法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。困窮者支援法に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置又は旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

## 2 各課題に対する取組方針

### (1) ホームレスの就業の機会の確保（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体と連携しつつ、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

#### ① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について

て事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

- ② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓や求人情報等を収集するとともに、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。
- ③ ホームレスの就業ニーズを的確に捉えることができるように、自立支援センター等において、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等を実施する。  
また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。
- ④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。
- ⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。
- ⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等により就業機会を増大させ、安定雇用に資することを目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。
- ⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、困窮者支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、困窮者支援法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促し、一般就労をする前にまずは柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

(2) 安定した居住の場所の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、(5)①に掲げるホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等に努めるとともに、安定した居住の場所を確保するための入居の支

援等が必要である。このため、国、地方公共団体及び住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）等の民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

- ① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。入居に当たっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮する。また、地方公共団体において、居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。
- ② ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進する。
- ③ ホームレス等のうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活になることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。
- ④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要である。このため、困窮者支援法第3条第6項第2号に規定する事業（以下「地域居住支援事業」という。）や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

あわせて、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図る。

### (3) 保健及び医療の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談や保健指導等による健康対策、結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等を包括的に行うことができる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程

度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所や医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

- ① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。
  - ② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。
  - ③ 保健所等は、結核にり患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による対面服薬指導等を実施する。
  - ④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項 及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 19 条第 1 項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。
- (4) 生活に関する相談及び指導（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

- ① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第 38 条第 2 項に規定する救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資 質向上を図る。

- ② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が良くないケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として、身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。



③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて、福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じて、シェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を実施する機関等の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業その他のホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業（法第8条第2項第2号関係）

① ホームレス自立支援事業

ホームレス自立支援事業は、自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施し、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的としており、以下のような支援を行う必要がある。

(ア) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あつせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、自立支援センターの利用期間中に就労できなかった者に対する必

要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にあるものが日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要である。このため、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

- (ウ) ホームレス自立支援事業については、市町村だけでなく、都道府県も実施主体としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。
- (カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。
- (キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

## ② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレス等の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。その際、その特性により、社会的な偏見や差別を受け、弱い立場に置かれやすい者に対しては、特に配慮を行うものとする。

- (ア) 就労する意欲はあるが仕事無く失業状態にある者については、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレス等に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

- (イ) 医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応

の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ信頼関係の構築を図り、必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めることが必要である。また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施する。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレス等に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行う。また、必要に応じて、婦人相談所（令和6年4月より「女性相談支援センター」）や婦人保護施設（令和6年4月より「女性自立支援施設」）等の関係施設とも十分連携する。

(カ) 性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。

(キ) 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行う。

(ク) 債務や滞納等を抱えているホームレス等については、家計の視点からの専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。

(ケ) 上記以外にも、ホームレス等は様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に、生活歴・人物像

を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。

また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活になることのないように配慮する。

⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活になることのないよう、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施（法第8条第2項第4号関係）

① ホームレスに対し緊急に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が良くない者が存在し、このような者に対しては、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、日常生活支援住居施設（生活保護法第30条第1項ただし書に規定するものをいう。以下同じ。）、無料低額宿泊事業（社会福

祉法第2条第3項第8号に規定する事業をいう。以下同じ。)を行う施設等を活用して適切な支援を行う。

- (ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

## ② 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

- (ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。
  - (イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。
  - (ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。
- ## (8) ホームレスの人権の擁護（法第8条第2項第4号関係）
- 基本的人権の尊重は、基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。
- ① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
  - ② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

- ③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。
- (9) 地域における生活環境の改善（法第8条第2項第4号関係）  
都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。
- ① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
- ② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。  
また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。
- (10) 地域における安全の確保（法第8条第2項第4号関係）  
地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。
- ① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。
- ② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。
- ③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。
- (11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携（法第8条第2項第5号関係）  
ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。
- ① 地方公共団体は、地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、民間団体等との定期的な情報交換や意見交換を行う。  
また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。

③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) (1)から(11)までの他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項（法第8条第2項第6号関係）

① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題として捉える必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進する必要がある。このため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応する。

② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活になる者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

### 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、失業、離職、減収、疾病で働けなくなったこと、家族関係の悪化等によりホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。具体的には、地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

#### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

##### (1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

##### (2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体においてホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

##### (3) 関係団体の役割と連携

ホームレス等の生活実態を把握し、ホームレス等にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、居住支援法人等の民間団体は、ホームレス等に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレス等に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、民間団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

#### 5 本基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。



- (1) 本基本方針の適用期間は、この告示の告示の日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。
- (2) 本基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に本基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うとともに、地方公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。
- (3) 本基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）による意見公募手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

#### 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

##### 1 手続についての指針

###### (1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

###### (2) 実施計画策定前の手続

###### ① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

###### ② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

###### ③ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

### (3) 実施計画の評価と次期計画の策定

#### ① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

#### ② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

#### ③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

### 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げるホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

### 3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

# 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 都道府県等による支援の実施（第五条—第十五条）

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第十六条）

第四章 雑則（第十七条—第二十六条）

第五章 罰則（第二十七条—第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に

賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以

下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
  - 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
  - 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。
- 3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

## 第二章 都道府県等による支援の実施

### （生活困窮者自立相談支援事業）

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

- 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### （生活困窮者就労準備支援事業等）

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者一時生活支援事業
- 二 子どもの学習・生活支援事業
- 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

（利用勧奨等）

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

（支援会議）

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村（次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。）は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用

五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

### 第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより



、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

#### 第四章 雑則

##### （雇用の機会の確保）

第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。
- 3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

##### （不正利得の徴収）

第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

##### （受給権の保護）

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

##### （公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(報告等)

第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提供等)

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業（第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。）の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条におい

て「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

## 第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第二十八条 第五条第三項(第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。)、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第五百九条の規定 公布の日

## 都区のホームレス対策の経緯

- 平成 6 年 2 月 路上生活者対策・都区検討会設置  
9 月 都区検討会「中間報告」
- 7 年 2 月 「路上生活者概数調査」開始（都）  
（昼間の目視調査、以降 8 年 2 月・8 月と年 2 回の実施、14 年 2 月からは多摩地域も対象とした。また、同 8 月から国管理河川のデータも参考値として反映させた。）
- 8 年 7 月 都区検討会「最終報告」  
8 月 都区検討会の最終報告を受けて施策検討開始
- 10 年 4 月 路上生活者対策事業の要綱制定検討委員会設置
- 12 年 7 月 都知事、23 区長「路上生活者自立支援事業に係る都区協定書」締結  
路上生活者自立支援事業実施大綱・要綱制定  
（自立支援事業の開始、応急援護から自立支援へのシフト）
- 11 月 自立支援センター「台東寮」開設  
自立支援センター「新宿寮」開設
- 13 年 3 月 東京ホームレス白書発表（都）  
4 月 自立支援センター「豊島寮」開設  
8 月 都区共同の一貫した自立支援システムを構築  
都知事、23 区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結  
路上生活者対策事業実施大綱・要綱制定  
（緊急一時保護センター、自立支援センター等を核にした自立支援システムを構築）
- 11 月 緊急一時保護センター「大田寮」開設
- 14 年 3 月 自立支援センター「墨田寮」開設  
8 月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行（国）
- 15 年 2 月 ホームレスの実態に関する全国調査実施（国）  
3 月 緊急一時保護センター「板橋寮」開設  
7 月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（国）
- 16 年 2 月 「ホームレス地域生活移行支援事業」を都区共同で実施することを決定  
3 月 緊急一時保護センター「江戸川寮」開設  
自立支援センター「渋谷寮」開設  
6 月 「ホームレス地域生活移行支援事業」開始  
7 月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画策定（都）
- 17 年 2 月 緊急一時保護センター「荒川寮」開設  
4 月 都知事、23 区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正  
路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正  
（地域生活移行支援事業を追加）  
8 月 緊急一時保護センター「千代田寮」開設

- (23 区内に計 10 か所の施設設置完了)
- 9 月 「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」(愛称:東京ジョブステーション)の設置(行政・民間・NPO法人・都民等が参画)
- 10 月 自立支援センター「中央寮」開設(「新宿寮」閉鎖)  
自立支援センター「北寮」開設(「台東寮」閉鎖)
- 18 年 4 月 都知事、23 区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正  
路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正  
(公園等現地へ出向いての面接相談、また地域で自立生活を送る元利用者へのアフターフォローを行う「巡回相談事業」追加)
- 4 月 自立支援センター「杉並寮」開設(「豊島寮」閉鎖)
- 11 月 緊急一時保護センター「世田谷寮」開設(「大田寮」閉鎖)
- 19 年 1 月 ホームレスの実態に関する全国調査実施(国)
- 2 月 自立支援センター「葛飾寮」開設(「墨田寮」閉鎖)
- 5 月 東京ホームレス白書Ⅱ発表(都)
- 8 月 「路上生活者対策事業の再構築について」策定  
(効果・効率の観点から緊急・自立両センターの統合、自立支援住宅(借上げ住宅)の設置等)
- 20 年 3 月 緊急一時保護センター「練馬寮」開設(「板橋寮」閉鎖)
- 4 月 都知事、23 区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正  
路上生活者対策事業実施大綱・要綱改正  
(「路上生活者対策事業の再構築」を反映)  
自立支援事業の一環として、「地域生活移行支援」(自立支援住宅による支援)をモデル事業として第 1、2 ブロックで開始
- 7 月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定(改定)(国)
- 21 年 3 月 緊急一時保護センター「江東寮」開設(「江戸川寮」閉鎖)
- 3 月 自立支援センター「品川寮」開設(「渋谷寮」閉鎖)
- 4 月 自立支援住宅をモデル事業として全ブロックで実施
- 10 月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第 2 次)策定(都)
- 12 月 「緊急一時宿泊事業」を開始。
- 22 年 1 月 緊急一時保護センター「文京寮」開設(「荒川寮」閉鎖)
- 8 月 緊急一時保護センター「港寮」開設(「千代田寮」閉鎖)
- 9 月 自立支援センター「中央寮」閉鎖
- 10 月 緊急一時保護センター「港寮」及び「文京寮」が新型自立支援センターに移行(「北寮」閉鎖)
- 23 年 3 月 自立支援センター「中野寮」開設(23 年 4 月「杉並寮」閉鎖)
- 11 月 自立支援センター「品川寮」が新型自立支援センターに移行(「世田谷寮」閉鎖)
- 24 年 1 月 ホームレスの実態に関する全国調査実施(国)

- 2月 「路上生活者対策事業の今後の展開について」検討結果報告取りまとめ（路上生活者対策施設の2巡目設置の検討等）
- 3月 緊急一時保護センター「江東寮」が新型自立支援センターに移行（「葛飾寮」閉鎖）
- 25年 6月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を5年間延長（国）  
2月 自立支援センター「中野寮」が新型自立支援センターに移行（25年3月「練馬寮」閉鎖）
- 26年 7月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）  
3月 自立支援センター「足立寮」開設（26年3月「江東寮」閉鎖）  
3月 自立支援センター「目黒寮」開設（26年3月「品川寮」閉鎖）  
6月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）策定（都）
- 27年 1月 自立支援センター「台東寮」開設（27年1月「文京寮」閉鎖）  
3月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定（改定）（国）  
4月 生活困窮者自立支援法施行  
8月 自立支援センター「新宿寮」開設（27年8月「港寮」閉鎖）  
9月 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）一部改定（都）
- 28年 3月 自立支援センター「豊島寮」開設（28年3月「中野寮」閉鎖）
- 29年 4月 「支援付地域生活移行事業」をモデル事業として、一部の区で開始
- 31年 3月 自立支援センター「墨田寮」開設（31年3月「足立寮」閉鎖）  
3月 自立支援センター「渋谷寮」開設（31年3月「目黒寮」閉鎖）  
4月 「支援付地域生活移行事業」を23区全域に展開
- 令和2年 1月 「台東寮」閉鎖。  
7月 自立支援センター「荒川寮」開設  
8月 自立支援センター「千代田寮」開設（2年8月「新宿寮」閉鎖）
- 3年 3月 「今後の自立支援センターの整備の在り方検討について」取りまとめ（センターの居室は個室を基本に、用地確保に対応した整備手法等の多様化）  
3月 自立支援センター「板橋寮」開設（3年3月「豊島寮」閉鎖）
- 4年 1月 23区（国河川を除く。）において夜間の概数調査を実施  
～2月
- 5年 8月 「路上生活者対策事業の今後の在り方について」取りまとめ（事業対象者の整理、施設の規模の見直し等）
- 6年 3月 自立支援センター「江戸川寮」開設（6年3月「墨田寮」閉鎖）  
3月 自立支援センター「大田寮」開設（6年3月「渋谷寮」閉鎖）